

---

---

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター  
施設整備運営事業  
入札説明書等に関する質問への回答書  
(第1回)

---

---

平成29年5月15日  
浜松市

様式第1号

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1					用語の定義	「本件施設」の定義があいまいですが、「本件施設」には「新清掃工場」と「新破碎処理センター」が含まれ、「アプローチ道路」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
2		1			イ(ア)h 屋外開閉所	用語の定義を前段でしているにも関わらず、前文で再度定義されているものが、「用語の定義」と異なる場合が見受けられます。定義については、事業契約書（案）を優先すればよいと理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
3	4	2	9	(1)	イ 運営業務	最終処分物の最終処分場までの運搬業務について、PFI事業者から地元企業等に委託する場合は、主灰の運搬業務契約と同様に3者契約を締結されるとの理解でよろしいでしょうか。また3者契約の場合、契約書（案）を提示いただけないでしょうか。	最終処分物の運搬業務形態については、提案によるものであり、三者契約を妨げません。三者契約の場合の契約書等については、今後協議していく予定です。
4	4	2	9	(1)	イ 運営業務 (キ)	「(キ) PFI事業者は、本件施設にて発生した最終処分物を施設内に適切に貯留・保管した後、最終処分場に運搬する。」とありますが、実際の運搬業務を運搬事業者に委託することを前提とする場合、PFI事業者から運搬事業者へ直接委託することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第14項で禁止されている再委託に該当するため、市、PFI事業者、運搬業者の3者間で当該運搬業務委託契約を締結するなどのご対応をお願い致します。	適切に対応します。
5	4	2	9	(2)	ア 用地の確保	用地の確保は、今回PFI事業者が実施する業務範囲に対し、事業契約締結までに全て完了しているという理解でよろしいでしょうか。仮に用地確保が別途必要となる予定である場合にはご教示をお願いします。	用地未取得箇所については、PFI事業者がアプローチ道路詳細設計及び用地調査を完了した後に、本市が取得する予定です。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	4	2	9	(3)	ア 本市が支払う対価	(イ)「本市は、本件事業の運營業務に係る対価をサービス購入料として、固定費用、変動費用及びインセンティブフィーの構成で、PFI事業者に支払う。なお、物価変動を考慮し年1回見直しの確認を行い、必要に応じて改定を行う。」とありますが、入札説明書別紙3 4「物価変動等による改定」(1)イ「なお、落札者決定後、落札者の提案する指標、改定頻度等の奉獻について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。」という理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
7	5	2	9	(2)	オ 造成及びアプローチ道路工事の設計	アプローチ道路の予備設計、橋梁予備設計は、要求水準書p.48によると「標準案」とのことですが、契約後、事業者の測量・現地調査の結果により、変更が生じた場合、ご精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
8	5	2	9	(3)	ア 本市が支払う対価 a建設一時払い金	循環型社会形成推進交付金の受領及び起債により調達した額を建設一時金として支払うとありますが、交付要件が変更となった場合は、事業に影響があることから法令等の変更リスクとして貴市の分担になるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
9	7	3	1	(1)	イ 入札参加者との構成等	「『設計業務』『建設業務』の委託を受けることを予定する者は構成員とならなければならない。」とありますが、業務を請け負うものが共同企業体の場合、その共同企業体を構成する代表企業が出資をすればよろしいでしょうか？	共同企業体を構成する企業は、出資してください。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
10	7	3	1	(2)	入札参加者の構成企業の要件	<p>土木工事・建築物の建設・プラント設備の建設を行う事業者が配置する監理技術者資格者証を有する者について、PFI事業者が複数の企業で乙型JVを構成する場合、以下についてご教示ください。</p> <p>① 設計・建設期間が約6年間と長期間ですので、各企業が『現地』に専任で配置する監理技術者は、その企業が担当する工事の着工時期に合わせて配置することによろしいでしょうか。  (『監理技術者制度運用マニュアル』三(2))</p> <p>② 現場代理人と監理技術者は兼任してよろしいでしょうか。</p> <p>③ ア・イ・ウ項の建設工事の複数を担当する企業の監理技術者が複数の資格を所持している場合、それらを兼任してよろしいでしょうか。  (例：ア(土木工事)とイ(建築物の建設)を同一企業が担当する場合、土木・建築工事業に関わる資格を両方有する者が監理技術者を兼任する)</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p> <p>③ SPCから発注される業務契約単位で専任してください。</p>
11	8	3	1	(2)	ア 本件施設の土木工事の設計・建設を行う者の要件(ク)	<p>「建設業法における土木工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること)」とありますが、これらを証する書類として提出するのは、①監理技術者資格証の写しと、②健康保険証の写しでよろしいでしょうか？</p> <p>また、参加表明時から監理技術者配置までに1年以上時間が経過することから、実際の配置にあたっては、今回提示した技術者から、上記の条件を満たすものである限り、変更をお認め頂けるものと理解してよろしいでしょうか？</p> <p>イ(キ)、ウ(ア)d、ウ(イ)d、エ(ア)cにおいても同様です。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	8	3	1	(2)	イ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件(エ)	<p>本要件の(ウ)建築工事一式では、最新の経営事項審査総合評定値通知書の総合評定値が1,000点以上であることと、とされていますが、管工事および電気工事については、総合評定値は問われないと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	10	3	1	(3)	構成企業の制限	敷地造成の詳細設計、橋梁の予備設計をした者は構成員になる事は可能でしょうか。	可能です。
14	10	3	1	(3)	ウ 構成企業の制限	「平成29・30年度の本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者」とありますが、第3章1(5)をふまえると、第3章(2)アからエ以外の業務で本事業に構成員又は協力会社として参加を希望する企業については、本要件は該当しない理解でよろしいでしょうか？参画を検討する企業が制限されてしまうため確認いたします。	構成企業については、すべての者が入札参加資格登録されている必要があります。
15	10	3	1	(3)	ウ 構成企業の制限	「～。なお、(中略)、当該資格登録された者及び第3章1(2)ア(ク)に該当する者については、この限りでない。」とありますが、第3章1(2)ア(ク)は、第3章(2)イ(エ)の誤記という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
16	12	3	1	(5)	入札参加資格登録されていない者の参加	本事業の業務は多岐にわたるため、主要業務となる設計・建設や運転、維持管理以外にも業務が発生します。事業安定化のために必要な業務は各担当企業を定めたく、第3章(2)アからエで定められる平成29・30年度の貴市の入札参加資格登録に限らず、それ以外の項目での登録についてもお認め頂くか、もしくは第3章(2)アからエで定められる業務以外で参画する企業は、本条件が適用されないものとしてください。	構成企業については、すべての者が入札参加資格登録されている必要があります。登録する項目については協議に応じます。
17	16	4	2	(5)	契約保証金 ア 設計・建設期間における保証	発注者へ差し入れる際の保証は、事業契約書(案) 別紙内訳書に記載の[内訳(税抜額)]で定められる工事ごと(造成工事、アプローチ道路工事、新清掃工場に係る工事、新破碎処理センターに係る工事)の差入としてよろしいでしょうか？保証費用については、各工事を担当する企業ごとに負担することになるため、質問する次第です。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
18	12	3	2	(3)	入札参加資格の確認	「ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事業であると判断した場合は、審査対象とする。」とありますが、(2)と同様、「本市がやむを得ない事業であると判断した場合は、」を「本市が認めた場合は、」に修正いただけないでしょうか？	入札説明書のとおりです。
19	27	7	3	(2)	入札書	「入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、（後略）」とございます。また、様式第14号（別紙1）入札価格参考資料（内訳書）には合計の現在価値を同別紙2にも現在価値を記載するようにご指示されていますが、入札価格の定量化評価は現在価値換算前の実額でよろしいでしょうか。また、現在価値は評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	入札価格の定量化評価の対象は、現在価値換算前の実額です。
20	27	7	3	(5)	入札書	「金額は千円単位とする。」とありますが、様式第14号は円単位となっています。「千円単位」は誤記と思料します。	7章3（5）を削除します。 （入札説明書P27を修正）
21	27	7	4	(1)	提案書	提案書について様式毎に枚数の指定がありますが、添付資料の枚数制限はあるのでしょうか、ご教授下さい。	枚数制限はありません。
22	29	8	1	(1)	基本的考え方	「本件事業における責任は、原則としてPFI事業者が負う。」とありますが、内閣府の公表する「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」では、リスク分担は「リスクを最もより管理することができる者が当該リスクを分担する」ことを基本的考え方としており、齟齬が生じています。本件は、PFI事業であるため、「本件事業におけるリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、『リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する』ことの方に基づくものとする。」と修正ください。 また、PFI事業者が負うリスクは「別紙4 リスク分担表」に基づくものと理解します。	入札説明書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
23	29	8	4		敷地造成及びアプローチ道路について	「アプローチ道路設計及び用地調査業務、敷地造成工事、アプローチ道路工事の費用については、別紙3に基づき、精算するものとする」とされている精算は、別紙3記載の通り、年度毎で御支払頂けると考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
24	29	8	6		付加価値事業との連携	2段落目「(略)、設計・建設期間中に付加価値事業者を本市と協力して選定するものとする。」とあります。PFI事業者の協力内容とは、貴市が付加価値事業者を募集する上で必要となる本件施設に関する情報提供(余熱の活用条件等)に限られると理解してよろしいでしょうか？	情報提供に限らず、選定に係る作業を協力していただく可能性もあります。
25	29	8	6		付加価値事業との連携	「計画停止期間中を除き・・・余熱等の供給責任を負うものとする。」とあります。計画停止期間の設定にあたっては維持管理補修計画や貴市の他ごみ処理施設との連携が最重要で、必ずしも付加価値事業者の希望に沿う計画とならず、付加価値事業者は余熱供給がない計画停止期間に備えバックアップ設備を用意することになります。一方PFI事業者も、余熱供給責任を負う場合は万一の予定外停止に備えバックアップ設備を設ける必要があり、双方がバックアップを設け全体では無駄の多い事業となる懸念があります。よって計画停止でなく、「停止期間を除き付加価値事業への余熱等の供給責任」と修正いただきたくお願いいたします。	「計画停止期間中を除き」を「停止期間中を除き」に修正します。(入札説明書P29を修正)
26	36	別紙3	2	(1)	ア 建設一時支払金(交付金)	造成工事及びアプローチ道路工事に係る交付金額の算定式につき、「各工事費の66%」の記載がありますが、今後ご提示いただく数量明細書等の算出内容に対し、費目ごとに一律66%を乗じるという理解でよろしいでしょうか。又、アプローチ道路工事には「橋梁工事ならびに詳細設計等」および測量等の費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
27	36	別紙 3	2	(1)	ア 建設一時払金	平成30年から平成34年度までは各年度の支払額は、各年度の出来高の10分の9以内の額と記載がありますが、交付金の額に対し、残りの起債・民間資金が10分の9以内となった場合、毎年度交付金と起債等の調整が必要となり煩雑となります。各年度ごとの出来高は10分の10でお願いいたします。	入札説明書のとおりです。
28	37	別紙 3	2	(1)イ	図「交付金、起債等の算定」	交付金、起債等の算定の総額が「施設整備費」となっていますが、建設期間中には、「別紙3 1対価の構成 設計・建設業務に係る対価②その他上記項目の関連業務」に係る費用構成の記載がありません。設計・建設期間中には関連業務にかかる費用が発生するため、表内に「その他業務」の項目を設けていただくようお願いします。	「②その他上記項目の関連業務」は、交付金、起債等の算定における「新清掃新破碎処理センター（設計、工事）」に含まれます。なお、事業契約書(案)P52も同様とします。
29	37	別紙 3	2	(1)	ウ 整備費割賦払い	当該基準金利は平成29年4月10日のため、0.250%で確定していると考えますが、0.250%で宜しいでしょうか？	貴見のとおりです。
30	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場運営費の算定方法 新清掃工場運営費D ①主灰の資源化に係る費用	「各支払期の処理量（実績値）」とありますが、資源化を行う主灰量との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場運営費の算定方法 売電量増加分の対価 ①インセンティブフィー	売電量増加分の対価、インセンティブフィーがありますが、PFI事業者でコントロールできないごみ質、ごみ量の変動、および、付加価値事業への余熱供給（蒸気、電気、温水）等運営対象施設外による変動は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
32	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場運営費の算定方法 売電増加分の対価 ①インセンティブフィー	<p>本事業では、別途事業である付加価値事業との連携が求められており、「運営期間にわたり付加価値事業への余熱等の供給責任を負うものとする」（入札説明書P29）とされておりますが、本事業の提案書提出段階においては、選定される付加価値事業者は未定で、付加価値事業の内容及び供給が必要な余熱量も不確定のものと認識しています。</p> <p>一方、入札説明書P38の「売電増加分の対価」においては、実売電力量が提案売電電力量より5%以上下回っていることが確認された場合、提案売電電力量の未達成分は運営業務等に係る対価から控除されることとされており、売電量の変動リスクを民間事業者が一部負うこととなっております。</p> <p>したがって、付加価値事業施設へ供給する必要熱量が、要求水準書P73に記載の10GJ/h程度から、供給熱量及び供給形態等が変更になった場合は、当該の「売電増加分の対価」については、付加価値事業者への供給余熱量等が確定後に、提案売電電力量等の見直しを行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
33	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場運営費の算定方法 売電増加分の対価 ①インセンティブフィー	<p>売電単価は当該年度に貴市が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする、とありますが、売電単価はどの程度となる見込みでしょうか。また、その変動はどの程度見込まれますでしょうか。</p>	現時点で、売電単価及びその変動を正確に想定することは困難です。
34	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃工場運営費の算定方法	<p>表下の脚注※4,5において、『「各支払期の運搬量(実績値)」はごみ計量機にて計量した運搬量』とありますが、資源化量をより正確に把握するために、運搬先である資源化企業側の計量機で計量した運搬量としていただけないでしょうか。</p>	入札説明書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
35	38	別紙 3	2	(2)	ア 新清掃 工場運営費 の算定方法 2	ただし、新破碎処理センターからの可燃残渣をコンベヤにより新清掃工場へ搬送する場合は計量機能付きコンベヤのデータを用いることも可とありますが、ごみ計量機のデータを使用（新破碎処理センターへの搬入量から資源化量を差し引いた値）を用いることも可でよろしいでしょうか。	正確に搬送量を計測できる方法としてください。
36	38	別紙 3	3	(2)	ア 新清掃 工場運営費 の算定方法 2	「※6 [実売電電力量－提案売電電力量]>0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上上回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分※9）に当該年度における売電単価※8 の50%（小数点以下第3 位を四捨五入）を乗じた金額を、当該超過が発生した年度の3 月に係る運營業務等に係る対価と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。 [実売電電力量－提案売電電力量]=0 の場合、売電収入増加分の対価は0 円とする。 [実売電電力量－提案売電電力量]<0 の場合（実売電電力量が、提案売電電力量より、5%以上下回っていることが確認された場合）、提案売電電力量の未達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの不足分※9）に当該年度における売電単価※8 の50%（小数点以下第3 位を四捨五入）を乗じた金額を、当該未達成が発生した年度の3 月に係る運營業務等に係る対価から控除して、運營業務等に係る対価を支払う。」とありますが、±5%未満は対価の支払い及び対価の控除の対象外という理解であり、かつ、ごみ量ごみ質の著しい変動も協議対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
37	40	別紙 3	3	(2)	ア 新清掃 工場運営費 の支払方法	運営費D（①主灰資源化に係る費用）の支払について、年間の支払が四半期となっていますが、各月毎の支払にして頂けないか。	入札説明書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
38	40	別紙 3	3	(2)	ア 新清掃 工場運営費 の支払方法	運営費D (①主灰資源化に係る費用) の支払先について、PFI事業者を通して本市へ請求業務を行なう事になっているが、PFI事業者を通さず本市へ直接、請求業務を行なう事ができないか。	入札説明書のとおりです。
39	40	別紙 3	3	(2)	運営業に係 る対価	(ク) 「売電証増加分の対価は、各年度の実売電電力量が提案売電電力量を上回った場合に支払う。」とありますが、入札説明書38ページ 別紙3の2と同様の理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
40	40	別紙 3	4	(3)	(イ) 消費 税及び地方 消費税の改 正による改 定	「運営期間中～本市が改定内容に併せて負担する」と規定されていますが、設計・建設期間中に消費税や地方消費税が改定された場合も貴市が100%負担されるという認識で宜しいでしょうか。	消費税及び地方消費税の改定に係るリスクは、本市のリスクと考えますが、具体的な対応については、国から示される経過措置等に基づきます。
41	41	別紙 3	4	(1)	基準金利の 見直し	基準金利の見直し基準日が、本件施設の所有権移転日及び平成46年4月1日となっておりますが、この日において6か月LIBORベース10年物の金利スワップレートの公表が廃止されていた場合、代替となる金利はどのように決定されますでしょうか。	本市、PFI事業者及び融資金融機関と協議し決定します。
42	41	別紙 3	4	(1)	イ 運營業 務に係る対 価	なお、落札者決定後、落札者の提案する指標、改定頻度等の奉獻について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事業契約を締結することができる。と記載されていますが、提案する指標は提案書と併せて提示すればよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
43	43	別紙 3	4	(2)	改定の条件	物価変動リスクは貴市負担かと存じますが、当該年度委託料の物価変動反映時期が前年度指標を用いており、1年間のタイムラグが生じています。このタイムラグの解消に向けた条件を、契約時若しくは契約後、貴市と協議させてください。	入札説明書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
44	43	別紙 3	4	(4)	その他例外的な改定について	「対価を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市とPFI事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。」とありますが、適当でない費目については、落札者決定後に別途改定方法を協議させてください。	入札説明書のとおりです。
45	46	別紙 5	No. 2		契約先の変更	「買電に係る契約」に関して、「ただし、変更によって生じる費用の増加についてはPFI事業者の負担とする。」とあります。変更によって生じる費用の減少は、御市とPFI事業者でその効果を折半する、となっておりますので、費用が増加した場合も御市とPFI事業者としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりです。
46	46	別紙 5	No. 2		契約先の変更	「売電に係る契約」に関して、「変更によって生じる費用の増減は、本市の収入/負担とする。なお、「売電量増加分の対価」の支払いが発生する際は、当該変更を踏まえて支払うものとする。」とありますが、株式会社浜松新電力から変更が生じる場合はどのような場合が考えられるのでしょうか。また、その際の売電単価の変動についても、どの程度変動する可能性がありますか。	現時点で想定することは困難です。
47	50	別紙 6	2	(6)	主灰又はスラグ・メタルを資源化できなかった場合の措置	アにおいて、主灰又はスラグ・メタルを資源化できない場合には、PFI事業者の費用と責任において処分を行うとされており、イにおいては、「PFI事業者が主灰又はスラグ・メタルを処分した場合、本市は、その処分量に60,000円/tを乗じた額をPFI事業者に支払う運営業務に係る対価から減額する。」とされています。PFI事業者が主灰又はスラグ・メタルの処分費用を負担して行い、更に、御市にも処分量に60,000円/tを乗じた額の支払を行うということでしょうか。それとも、イについては、御市の最終処分場で処分する場合に発生する費用のことでしょうか。	60,000円/tは資源化できなかった場合のペナルティです。

※ なお、入札説明書 別紙2を修正しましたので参照ください。

様式第1号

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	6	1	3	(1)	ク 敷地の範囲、工事範囲、業務範囲及び所掌区分 (イ) 工事範囲	「工事範囲外においても電気や給水等の取合点以降の引込みに係る工事は行うものとし、設計・建設業務に含む。」とありますが、取合い点(●)から本件施設の敷地(添付資料4「所掌区分図(標準案)」における造成面とアプローチ道路との接点)までの設計・工事は市の範囲との認識でよろしいでしょうか。添付資料4での中部電力鉄塔から屋外開閉所までは貴市の負担となっているため確認です。また、取合い点での上水の水圧をご教示願います。	取合い点については添付資料4を見直しますので、参照ください。 なお、変更に伴い各種インフラとの設計及び工事調整が生じる場合には必要な協力をする事。 取合い点での上水の水圧は、0.15～1.00MPaです。 (添付資料4を修正)
2	7	2	1	(1)	イ(ア)h 屋外開閉所	特高変圧器の設置場所は、【添付資料9】単線結線図(標準案)に記載の新清掃工場 工場棟内の特高変電室ではなく、本項及び93頁 5.(1).ア.(イ)に記載のとおり屋外開閉所に設置することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 (添付資料9を修正)
3	8	2	1	イ		アプローチ道路建設用地取得のための用地測量・物件調査も行うこととありますが、物件調査は貴市の業務であると思料しますので、削除ください。	要求水準書のとおりです。
4	9	2	1	(1)	イ 設計・建設業務の概要 (イ)新清掃工場の基本条件	図2-2 新清掃工場の処理フロー(ストーカ方式(主灰の外部資源化)) (参考)に処理対象物として不定期に搬入される動物の死骸を含むとありますが、主灰として排出される際に完全に燃焼しない状態となる恐れがあり衛生上望ましくないことから別途専用焼却炉を設置することもよろしいでしょうか。その際、公害防止基準や性能保証は要求水準書に従うことによろしいでしょうか。	動物の死骸の処理方法については、提案とします。 公害防止基準等は要求水準書のとおりです。
5	10	2	1	(1)イ (ウ)	a 施設規模	図2-3における各特定品目は、それぞれの品目毎に搬入されてくるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	11	2	1	(1)イ (ウ)	b(d)簡易破碎設備 (ライター、スプレー缶、蛍光管)	「(燃えないごみ同様)」とありますが、これは簡易破碎後のライター、スプレー缶をもえないごみの破碎ラインに投入するという意味でしょうか。	貴見のとおりです。
7	11	2	1	(1)イ (ウ)	b 処理方式	「(マットレス)解体+保管(提案による)」とありますが、解体の要否も提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	搬出先を含めて、提案とします。
8	12	2	1	(1)	ウ PFI事業者の業務概要 (ウ)	PFI事業者が必要な申請として、PFI事業者にて建設後は貴市に引き渡されることから、一般廃棄物処理施設の設置は許可申請でなく届出でよいとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
9	12	2	1	(1)	ウ PFI事業者の業務概要 (ウ)業務の範囲 d	電波伝搬障害の調査及び対策を含む。とありますが、電波障害の調査及び対策を含む。と読替えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
10	13	2	1	(1)	ウ(オ)f 官公署等への申請	PFI事業者が必要な申請として、森林法による林地開発行為許可は貴市にて許可を得て、都市計画法による開発許可は各課との協議を含め不要との理解でよろしいでしょうか。	森林法による林地開発行為の通知は本市が行います。 都市計画法による開発許可は不要です。 「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく土地利用は基本的に不要ですが、PFI事業者は同要綱・個別基準に準ずる各課協議が必要です。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
11	13	2	1	(1)	ウ(オ)k 法定資格者の配置	(a)電気主任技術者および(b)ボイラ・タービン主任技術者の現地への配置時期は、事業期間が長期に及ぶため、担当する業務の現地工事が着工した時点からでよろしいでしょうか。	所管する官庁等の許可が得られることを条件とします。
12	13	2	1	(1)	ウ(オ)m その他本件事業に必要な全ての業務	「その他本件事業に必要な全ての業務」とありますが、当初想定し得ない事象については工程、費用等について協議いただけるという認識でよろしいでしょうか、ご教授下さい。	貴見のとおりです。
13	13	2	1	(1)	エ 本市の業務概要 (ア)敷地の確保	アプローチ道路の建設用地確保は、測量・調査確定後どの程度の日数を見込めばよろしいでしょうか。	提案時点では、用地取得の完了から6か月間を見込んでください。
14	13	2	1	(1)	エ 本市の業務概要 (カ)本件事業に必要な行政手続き	市が行う行政手続きをお示してください（河川、隣地等）	林地開発協議 立地調査 特定地域内工作物の許可申請 FSC認証除外 法定外公共物用途廃止 道路占用 河川占用

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	13	2	1	(1)	エ(カ) (カ) 本件事業に必要な行政手続き	貴市で行われる各種許認可手続きとしては、森林法、砂防法、土壌汚染対策法、景観法、工場立地法を想定していますが、具体的にどのような許認可手続きを想定されていますか。 また、PFI事業者で行う申請等の手続きとして想定されているものがあればご教授下さい。	本市で行う手続きについては、要求水準書に関する質問回答No.14と同様です。 PFI事業者が行う手続きは、一般廃棄物処理施設設置の申請、生活環境影響評価、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の個別基準による各課協議です。これによらない場合は別途指示します。
16	14	2	1	(2)	ア 事業予定地の概要	敷地平面図（標準案）のCADデータがありましたら、ご提供願います。	入札参加資格確認結果にて、資格を有するとされた代表企業に提供します。
17	14	2	1	(2)	エ 地質	アプローチ道路については平成29年度に追加の地質調査を実施予定とありますが、範囲はどの程度を予定してみえますか。	調査の範囲については、切土・盛土法面部及び橋梁基礎部について実施を予定しています。
18	14	2	1	(2)	エ 地質	調査及び施工において公告資料と相違が認められた場合、工程・金額等の変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教授下さい。 【例】・岩質の相違 ・岩質変化点の相違 ・すべり面等不安定な箇所 の出現 ・重金属等の対策を要する 岩質の出現 など	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
19	14	2	1	(2)	カ 敷地周辺 設備 (ア) 電 気	特別高圧送電線の整備に関して中部電力(株)への接続供給契約申込はPFI事業者の所掌であるが、接続供給契約後の負担金のみ貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
20	14	2	1	(2)	カ 敷地周辺 設備 (ア) 電 気	特別高圧送電線の整備に関して中部電力(株)への接続供給契約申込はPFI事業者の所掌であり、事業者として必要な時期（試運転開始など）までに供給設備工事が完了するように中部電力(株)と協議をするとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
21	15	2	1	(2)	カ 敷地周辺 設備 (イ) 用 水	上水道給水要望書の申請はPFI事業者の所掌であるが、予納を含む工事負担金のみ貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
22	15	2	1	(2)	カ 敷地周辺 設備 (ウ) 排 水	雨水集排水設備・・・PFI事業者による提案は可とする。とありますが、設計条件は「浜松市開発許可指導基準」の『第3章 排水設備』を基に、降雨強度は『調整池の計算に用いる30分降雨継続時間・50年確率降雨強度：117mm/hr』を用いる提案でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	15	2	1	(3)	ア 処理対象 物の種類 (オ)	動物の死骸は貴市が回収、あるいは市民が直接搬入したものとありますが、衛生上の観点や外から見えなように段ボールに入れて搬入されるものとの理解でよろしいでしょうか	衛生的かつ不可視の状態で搬入します。
24	16	2	1	(3)	イ 計画処理 量 表2-3	動物の死骸計画処理量は件数で提示され計画処理量には含まれていませんが、ごみ計量機で計量し、重量分は処理量に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	23	2	1	(4)	ア 対象物 (破碎設備) (エ) 特定品 目	特定品目（蛍光灯・ライター・スプレー缶）は、「本市が委託した業者又は許可業者により搬入する特定品目・・・」とありますが、日あるいは月あたりでどの程度搬入されるのでしょうか。ご教示願います。	蛍光管 4.2t/月 ライター 1.3t/月 スプレー缶 9.3t/月 (H27実績) なお、簡易破碎できない蛍光管については、本市が処分します。
26	24	2	1	(4)	オ 対象物 (保管設備)	びん、小型家電、特定品目は、委託業者や許可業者及び市民持込みはあるのでしょうか。	びん、特定品目については、委託業者の搬入、許可業者の搬入及び市民持込みがあります。 小型家電については、本市が搬入します。
27	24	2	1	(4)	オ 対象物 (保管設備)	「…、明らかな不適物は選別し、不適物として処理すること。」とありますが、これは選別作業として人員を配置するのではなく、例えば、場内監視や車両誘導等の際、目についた不適物を取り除くという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
28	24	2	1	(4)	カ 処理困難 物	処理困難物は、委託業者や許可業者及び市民持込みはあるのでしょうか。	本市の意図ではありませんが、搬入される可能性はあります。
29	25	2	1	(4)	ク 計画ごみ 質 表2-21 破碎 対象物	表2-21に破碎対象物（もえないごみ及び粗大ごみ）の組成が記載されていますが、粗大ごみとは、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの両方が含まれた組成と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	25	2	1	(4)	ク 計画ごみ 質 表2-21 破碎 対象物	表2-21に「破碎不要資源物」とありますが、本計画では、もえないごみ異物除去コンベヤで除去されるもの（量）と解釈してよろしいでしょうか。	搬入管理に際して、資源と判別されるものも該当します。
31	25	2	1	(4)	ク 計画ごみ 質 表2-22 もえ ないごみの内 訳	表2-22の組成の中に「粗大ごみ」とありますが、もえないごみに含まれる粗大ごみとは、どのようなものが該当するのでしょうか。ご教示願います。	本来連絡ごみとして搬入されるべき品目が、もえないごみとして搬入されたものです。そのため、品目の特定は困難です。
32	26	2	1	(4)	コ ごみ搬入 日、受付時間 及び搬出時間	受付時間が8時30分～17時00分となっていますが、12時00分～13時00分の昼休みの時間帯も新破碎処理センターで受入を行うものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
33	27	2	1	(4)	ス もえない ごみ及び 資源物の変動 係数	もえないごみと粗大ごみについては、（計画処理量÷240日×変動係数最大値）の値が施設規模より大きくなります。施設規模を変更するのでしょうか。または搬入量が多い月は処理日数を増やして対応するのでしょうか。	施設規模の変更はしません。対応方法については、提案とします。
34	29	2	1	(5)	敷地造成の基 本条件	工事車両の出入りは熊小松天竜停車場線側（宮口地区）からに制限されますか。	制限されません。 環境影響評価準備書を参照ください。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
35	29	2	1	(5)	敷地造成の基本条件	工事車両の運行時間帯やその他事項について近隣自治会との協定や取り決めはありますか。	現在、取り決めはありませんが、工事着手前の地元説明会等により、協定や取り決めが生じる可能性があります。
36	31	2	1	(7)	イ 指針・基準・規格等 (7)都市計画法静岡県開発行為等の手引き	静岡県開発行為の手引きでなく、浜松市開発許可申請の手引きに従うことでよろしいでしょうか。	基本的には浜松市開発許可指導基準に準拠し、補足事項については宅地防災マニュアルと静岡県開発行為等の手引きに従います。
37	32	2	1	(8)	ア 実施設計	橋梁の実施設計を進めるにあたり、市との協議が必要な場合は随時協議を行っていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
38	32	2	1	(8)	ア 実施設計	敷地造成の実施設計は本市で実施済みであることから、原則、これに従い工事を行うこととするが、PFI事業者により実施設計の見直しを行うことは可とする。とありますが、入札提案書類の提出時に設計提案や見直しを行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。またその場合許認可に関する関係部局との事前協議を行うことは可能でしょうか。	入札提案書類提出時の設計提案や見直しは可能ですが、この段階での事前協議はできません。
39	32	2	1	(8)	ア 実施設計	実施設計の照査結果を貴市に報告後、構造等の改善が必要と判断された場合、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教授下さい。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
40	32	2	1	(8)	イ 実施設計の確定までの手順 (イ) e	PFI事業者は実施設計資料の提出時に「各工事積算内訳書」の提出を求められています。この内訳書が、工事中の出来高、設計変更（数量増減・単価変更）の基礎資料になるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
41	33	2	1	(8)	オ 許認可	「本市が担う必要がある（中略）PFI事業者は、必要な協力を行うこと。」とありますが、申請費用に関しては、貴市の所掌範囲と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
42	34	2	1	(8)	シ 試運転	「試運転の期間は、…（中略）…、新清掃工場で原則180日間程度、…」とありますが、性能確認ができることを前提に試運転期間は事業者にて決定させていただきますようお願いいたします。	要求水準書のとおりです。
43	35	2	1	(8)	シ 試運転	「試運転中に発生する飛灰処理物、処理不適物（焼却残渣に由来するもの）及び不燃残渣については、PFI事業者にて処分すること。」とありますが、御市の最終処分場で無償で処分できるとの理解でよろしいでしょうか。	埋立可能な性状の場合、飛灰処理物については、本市の最終処分場に無償で受け入れ可能です。処理不適物及び不燃残渣についてはPFI事業者にて処分してください。
44	35	2	1	(8)	シ 試運転	試運転期間中の資源化できない主灰、飛灰、スラグ及びメタルはPFI事業者にて最終処分することも可とありますが、貴市の平和最終処分場へPFI事業者が持込むことができるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No43を参照ください。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
45	36	2	1	(8)	チ 予備品・消耗品	予備品・消耗品の納入数は、年数や数量の明確な記載がありませんが、納入数量は、事業者の提案と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
46	38	2	1	(10)	工事監理	「工事監理の統括工事責任者」について、それぞれの工事に合わせて配置する監理技術者が兼任をしてもよろしいでしょうか。また、アプローチ道路・造成工事はその工事の特殊性から、土木工事に関わる資格を有する監理技術者が兼任もしくは土木工事を担当する企業より選任してよろしいでしょうか。兼任が不可の場合、配置する統括工事責任者に要求する資格等がありますでしょうか。	統括工事責任者と監理技術者の兼任はできません。各工事の監理に必要な法的資格を有する第三者の工事監理者をたててください。
47	38	2	1	(10)	工事監理	PFI事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に規定される主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行うこととありますが、 ①これらになることができる要件は、国家資格を満たすものと考えてよろしいでしょうか。 ② 監理技術者は主任技術者を包括するものでありますが、主任技術者のみで工事監理を行う場合でも要求水準を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	①貴見のとおりです。 ②法令等を遵守する範囲において提案を可とします。
48	38	2	1	(11)	ア 現場管理 (ア)	公告資料にて示される仮設物については指定仮設、それ以外の提案による部分は任意仮設と考えてよろしいでしょうか。ご教授下さい。	貴見のとおりです。ただし、任意仮設であっても工事等の安全性に係わる箇所については、別途指示する場合があります（手摺先行足場等）。
49	39	2	1	(11)	現場管理等 (イ)	図示されている以外場所で工事用仮設道路を設けることは可能でしょうか。	協議によります。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
50	39	2	1	(11)	ウ 仮設工事 (シ)	なお、拡幅した箇所が民地の場合はPFI事業者が借地契約を行い、本件施設完成後、現状復旧するとありますが、借地交渉はPFI事業者には過大なリスクと思料します。用地の確保は貴市の業務範囲となっており、重機通行のための拡幅用地の確保も貴市業務範囲としていただけませんか。	要求水準書のとおりです。
51	43	2	1	(12)	ア 保証事項	表2-32 破砕設備（粗大ごみ・もえないごみ処理ライン）選別能力（回収率）は、保証条件の欄に「参考回収率」と記載があるため、鉄、アルミの回収率は、保証値ではなく、参考値と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
52	46	2	1	(13)	イ 施工に係る かし担保 (ア)	かし期間は正式引渡し後2年間とありますが、造成及びアプローチ道路工事は設計・建設期間途中で完工する可能性があるため、完工後かし期間が開始されるとさせていただきます。	要求水準書のとおりです。
53	48	2	2	(4)	付加価値事業との連携	PFI事業者は、計画停止期間中を除き運営期間にわたり付加価値事業への余熱等の供給責任を負うものとすると思いますが、余熱以外に給排水など付加価値事業に別途必要となるものはPFI事業者の責任範囲外とさせていただきます。	貴見のとおりです。
54	48	2	2	(5)	ア 本件施設の配置・動線 (ア)	「アプローチ道路の線形等は、本市が実施した実施設計の内容」とありますが、実施設計ではなく予備設計と理解すれば良いですか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
55	49	2	2	(5)	イ 計量検収	「(カ) 登録車(直営、委託、許可収集車)については、次の手続きでの1回計量とする。」と記載されていますが、「添付資料12 計量及び車両条件一覧」には登録車は2回計量となっています。どちらで計画すればよろしいでしょうか。	2回計量とします。 (要求水準書P49を修正)
56	49	2	2	(5)	イ 計量検収	搬入車両(パッカー車)のフルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示願います	現在、最大約3mを想定しています。
57	50	2	3	(1)	ア 歩廊、階段等	「床はグレーチング主体で構成し、必要に応じてチェッカープレートを敷設し、・・・」とありますが、新破碎処理センターでは、機器清掃時にごみの落塵や道具の落下が考えられるため、例外として新破碎処理センターのプラント架台は、全面的にチェッカープレートとさせていただいてよろしいでしょうか。	提案とします。
58	53	2	3	(2)	ア 機 ごみ計量 d	「d 計量システムは、本市が採用するシステムを受け入れることとし～」と記載されていますが、以下の内容についてご教示ください。 ①導入予定の計量システムはどのような内容でしょうか。 ②計量システムは御市から支給していただいただけと考えてよろしいでしょうか。 ③PFI事業者からはどのようなデータを提示すればよろしいでしょうか。	①現在、検討中です。実施設計時に提示します。 ②貴見のとおりです。 ③現在、検討中です。実施設計時に提示します。
59	53	2	3	(2)	ア 機 ごみ計量 d	計量システムは貴市が設置するとありますが、他清掃工場との連携を図るためと思われますが、運用保守業務費用も他清掃工場との連携を図るため貴市負担との理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
60	53	2	3	(2)	ア 計量機 d	計量システムは貴市が設置するとありますが、ICカードの登録や発行は貴市にて行われるとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
61	53	2	3	(2)	ア 計量機 P	「計量ピットの雨水排除を行うこと」とありますが、雨水系統として排水という理解でよろしいでしょうか。	有機系の排水として処理してください。
62	55	2	3	(2)	カ 計量機 ト	「e ピットの奥行きは自動運転を考慮し、クレーンバケットの開き寸法に対して原則4倍以上とすること。」とありますが、2ピット方式を採用する場合は、両ピットの合計で4倍以上とすればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
63	55	2	3	(2)	カ 計量機 ト g	ピット上部にトップライトを設けるとありますが、人工照明にて照度を確保することも含めご提案とさせていただきます。	要求水準書のとおりです。
64	60	2	3	(3)	ア(オ)c 主灰搬出装置	ストーカ方式(主灰の外部資源化)の場合、主灰搬出装置の搬送先は主灰ピットであるため、「(d) 切替装置を設け、緊急時に主灰を主灰ピットに導くこと」との内容は、該当しないと理解してよろしいでしょうか。	磁選機が故障する等の緊急時に備え、バイパス経路を確保することを想定しています。必要により設置してください。
65	60	2	3	(3)	ア(オ)d 磁選機 e 磁性物貯留設備	設置の可否は、主灰の資源化業者側の受入れ条件をもとに決定してよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
66	70	2	3	(7)	ク 煙突 (ク)	「内筒の部分補修が可能なように、外筒内に内筒を周回する階段を煙突頂部まで設け」とありますが、外筒の屋根面へは、タラップによる昇降としますがよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
67	72	2	3	(9)	オ 飛灰処理物貯留設備	「(ア) 緊急時の飛灰を一時貯留できるものとし、十分な貯留量を確保すること。」とありますが、本設備は薬剤処理した飛灰を貯留するため、この条件は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	飛灰処理設備の稼働時間及び搬出時間を考慮した貯留量としてください。
68	72	2	3	(9)	オ 飛灰処理物貯留設備	「(オ) 容量は、最終処分場の稼働日を勘定して設定すること。」とありますが、最終処分場の稼働日をご教示ください。	最終処分場の休みは、毎週土日、5月3, 4, 5日、年末年始（最長5日間）であり、稼働日は、それ以外の日です。
69	75	2	3	(12)	サ 洗車設備	「(キ) a 洗車対象の車両諸元 パッカー車全般」と記載されていますが、直営車、委託収集車および許可収集車のことでしょうか。	貴見のとおりです。
70	75	2	3	(11)	サ 洗車設備 (オ)	1 台当たり2 人での洗浄が可能となるようにすること。とありますが、貴市他工場の洗車場を参考に提案とさせていただけないでしょうか？	要求水準書のとおりです。
71	77	2	4	(3)	ア 粗大ごみ受入ヤード	粗大ごみ受入ヤードは容量指定はありませんので、ヤード容量は、事業者の提案としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
72	77	2	4	(2)	ウ 一般搬入用受入ヤード (イ)	<p>4tコンテナ車用のコンテナ6台分（燃やせるごみ1台、可燃性粗大ごみ1台、不燃性粗大ごみ1台、燃えないごみ2台、プラスチック製容器包装1台）とありますが、この一般搬入用受入ヤードに持ち込まれるこれらは【添付資料12 計量・車両条件一覧】によると計量されていないので、ごみ計量機にて計量した後に新清掃工場や新破碎処理センターのピットへ搬送されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、</p> <p>①その搬送業務はPFI事業者の所掌との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②4tコンテナ車およびコンテナ6台はPFI事業者の所掌との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③、びん、特定品目、かん、小型家電、古布・古紙、みどりのリサイクルも一般搬入用受入ヤードでの受入れがあることから、これらの一時貯留容器等も一般受入ヤードに設置するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>またその容器等は貴市が選定した資源化業者が設置するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、容器等のサイズをご教授いただけないでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>①貴見のとおりです。</p> <p>②貴見のとおりです。</p> <p>③小型家電、びん、特定品目、かんについては一時貯留容器等を一般受入ヤードに設置します。</p> <p>容器等については本市が設置し、サイズは「びん、かん等：外寸 630mm×480mm×314mm」、「小型家電：外寸 700mm×500mm×1100mm」、「蛍光管：外寸 1340mm×503mm×195mm」です。</p> <p>古布・古紙、みどりのリサイクルについては、PFI事業者の対象事業ではありませんが、一般受入ヤード以外で、容器等の設置スペースを確保してください。</p> <p>(添付資料12、要求水準書P26を修正)</p>
73	79	2	4	(2)	オ もえないごみピット (サ)	<p>ピット全範囲において、火災を早期に検出できる（中略）確実に消火できる放水銃装置を必要数設置すること。」とありますが、放水銃装置は、相当品の散水ノズルなどに変更することは可能でしょうか。</p>	<p>要求水準と同等以上の提案は可とします。</p>
74	79	2	4	(2)	カ もえないごみクレーン	<p>操作方法が特に指定されておきませんが、操作方法は、「クレーン操作室からの半自動、現場での手動運転」で計画してよろしいでしょうか。</p>	<p>必要な運転方法を提案してください。</p>
75	81	2	4	(2)	セ もえないごみ異物除去コンベヤ (ア)	<p>「もえないごみに含まれている（混入している）、びん類、スプレー缶（ボンベ含む。）、・・・」とありますが、小型家電ももえないごみに混入している場合は、選別対象になるのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
76	82	2	4	(4)	ア 可燃性粗大ごみ粗破砕機	可燃性粗大ごみ粗破砕機を新破砕処理センター内に設置する場合、もやせないごみ粗破砕機と兼用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
77	86	2	4	(6)	ア 破砕鉄金属圧縮機（必要に応じて）	「(ウ)破砕鉄の形状により適切な圧縮成形が困難な場合、設置は不要とする（バラ状での貯留を可とする。）。」とありますが、機器の特性上、圧縮成形が可能な調整ができる場合、貯留効率やコスト等を考慮して、合理的な提案（設置しない）を妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
78	86	2	4	(6)	イ 破砕アルミ金属圧縮機（必要に応じて）	「(ウ)破砕アルミの形状により適切な圧縮成形が困難な場合、設置は不要とする（バラ状での貯留を可とする。）。」とありますが、機器の特性上、圧縮成形が可能な調整ができる場合、貯留効率やコスト等を考慮して、合理的な提案（設置しない）を妨げるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
79	90	2	4	(8)	イ プラスチック製容器包装異物除去コンベヤ	「(サ)磁選機（プーリー式）付きとすること。」とありますが、異物除去コンベヤを複数設置する場合、必要箇所のみ設置するとの解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
80	91	2	4	(10)	ア 一時保管用ストックヤード	表2-34のびん類ストックヤードは、全体の必要面積は260m <sup>2</sup> と記載があり、色別の内訳＝無色5：茶色3：その他2と記載があるため、各ヤードの必要面積は、無色：130m <sup>2</sup> 、茶色：78m <sup>2</sup> 、その他色52m <sup>2</sup> で計画すればよいとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
81	91	2	4	(10)	(ア)一時保管用ストックヤード	マットレスの年間発生個数をご教示下さい。	添付資料15を参照ください。
82	92	2	4	(11)	オ 半自動蛍光管破碎機 (ア)	「有害ごみヤードに搬入された蛍光管を・・・」とありますが、有害ごみヤードとは要求水準書の「特定品目受入貯留ヤード」と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
83	93	2	5	(1)	イ 電気方式	「受電電圧は、交流三相三線式154kV、60Hz、2回線受電（常用・予備）とすること。」とありますが、【添付資料9】単線結線図（標準案）には66kV、60Hzの記載があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	154kV、2回線が正です。 (添付資料9を修正)
84	94	2	5	(1)	エ(ウ) 高圧配電盤	付加価値事業施設および市役所事務所用の電源の負荷容量は、どの程度を見込めばよいでしょうか。 また、力率制御は付加価値事業施設側で行い、新清掃工場工場棟に設置する進相コンデンサの容量には含まなくてもよろしいでしょうか。	市役所用については、10kwを見込んでください。 付加価値事業施設の負荷容量及び進相コンデンサの容量については、現時点では未定です。
85	100	2	5	(2)	ア 基本計画 (イ)	「本設備はの中枢をなすコンピュータシステムは、危険分散のため、DCSとし、・・・」とありますが、P28の表2-27の電気計装設備欄には、「データ処理装置を含むオペレータコンソールにてPLCを基本としたシステム」との記載があります。新破碎処理センターのコンピュータシステムは、PLCを基本とし、計画してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
86	101	2	5	(2)	イ(ウ) 自動制御機能	「i 公害関連運転制御」は、新清掃工場のみ該当し、新破碎処理センターには、該当しない項目として解釈してよろしいでしょうか。	提案によります。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
87	101	2	5	(2)	イ(エ) データ処理機能	「b 飛灰処理物、スラグ、磁性物、アルミ等の搬出データ」のうち、磁性物、アルミの搬出データは、敷地外へ搬出する際の計量機でのデータと解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
88	106	2	5	(2)	ク 環境監視表示板	「c 表示板の設置位置は～本市が指定する場所（屋外1ヶ所、屋内1ヶ所）」との記載がありますが、敷地内に設置すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
89	107	2	6	(1)	ア(ア) 工事範囲	<p>土壌汚染対策に関して、以下についてご教示ください。</p> <p>①調査は工事範囲外と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>②汚染土壌が発見された場合は、” q 地中障害撤去” 同様の取り扱いと考えるよろしいでしょうか。</p> <p>③” q 地中障害撤去” に記載のある協議には、工期/施工費用等の条件変更が含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	貴見のとおりです。
90	108	2	6	(1)	ア 計画概要 (エ) 測量及び地質調査	「工事を行うに当たって必要な測量、地質調査を行うこと。」とありますが、PFI事業者による測量や調査の結果、要求水準書との相違があった場合は、これに掛かる費用は精算されるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
91	109	2	6	(2)	ア 全体計画 (セ) 廊下(b)	「幅は2,500mm 以上とすること」とありますが、防火扉や柱型などは、除くという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
92	109	2	6	(2)	ア 全体計画 (セ) 廊下(c)	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること、とありますが廊下幅は2,500mmなので車いすの転回半径150cm以上が確保できており、転回に支障がないものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
93	109	2	6	(2)	ア 全体計画 (セ) d 階段(a)	「幅は1,400mm以上、けあげは160mm以下、踏面は300mm以上とすること」とありますが、見学者が使用する階段を対象とし、その他は建築基準法によるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
94	113	2	6	(2)	表2-42 各施設の建築物に係る諸元(新清掃工場)	門・囲障は敷地境界のフェンス。とありますが、フェンスは事業区域境界ではなく、建設用地(約7.56ha)の境界に設置とし、提案とさせていただきます。	貴見のとおりです。
95	114	2	6	(2)	表2-44 各施設の建築物に係る諸元(管理棟)	渡り廊下は幅3m(有効)以上とありますが、見学者通路に合わせて幅2.5mでよろしいでしょうか。 有効幅は手すりは考慮しないものと考えますがよろしいですか。	要求水準書のとおりです。
96	123	2	6	(3)	ア 土木工事 (ア) a	「土木事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。」とありますが、硬岩掘削には工期が短縮できる合理的な工法として発破を使用することで提案しますがよろしいでしょうか。	事業地直下に存在する三方原用水路に影響がないことを前提として、提案とします。
97	123	2	6	(3)	ア 土木工事	表2-51計画する駐車場台数として最低1人1台以上とありますが、乗り合いで来ることとも考慮して駐車場台数を提案することでもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
98	123	2	6	(3)	ア 土木工事 (イ) b (b)	添付資料4には雨水取合柵が記載されておられませんので、柵の位置をご提示下さい。	「【添付資料26】平成28年度循環型社会形成推進交付金事業 新清掃工場敷地造成詳細設計業務委託 A3版 図面」の図面（造成）の図面番号6に集水柵を追記します。 (添付資料26を修正)
99	124	2	6	(3)	ア(イ)b(b) 施工	「敷地外周部に幹線水路として勾配可変側溝等を設置し、「添付資料4 所掌区分図（標準案）」に示す雨水取合柵に接続させる計画とすること。」とありますが、添付資料4 所掌区分図に雨水取合柵の記載がありませんので、ご提示願います。	要求水準書に関する質問回答No98を参照ください。
100	125	2	6	(3)	イ 土木仕様 (ア) 構内通路 工事 a	幅員は、一方通行（一車線）の場合を7mとし。とありますが、浜松市の道路整備基準より一方通行（一車線）の場合は6mでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
101	125	2	6	(5)	アプローチ道路 工事	アプローチ道路の変更に関する提案は不可でしょうか、ご教授ください。	現時点では、要求水準書のとおりです。 詳細設計時の協議により提案を可とします。
102	125	2	6	(6)	ア 空気調和 設備工事 (ア) 温湿度条件 表2-53 温湿度 条件	外気条件の乾球温度が夏季40.6℃、冬季-6.7℃の設定となっておりますが、天竜観測所等より外気温の観測値を確認し見直しを行という前提でよろしいでしょうか。尚、「建築設備設計基準（平成27年度）公共建築協会」では浜松市の外気条件は夏季（冷房時）33.9℃冬季（暖房時）2.0℃であり、ご提示いただいた内容と相違があるため確認です。	要求水準書のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
103	126	2	6	(6)	イ 換気設備 工事 (カ)ダクト 材質	耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレス鋼板及び塩ビライニング鋼板を使用することとありますが、塩化物イオンへの耐食性にはステンレスは不向きですし、塩ビライニング鋼板は切断面からの腐食が懸念されます、場所に応じて塩ビダクト外、アルミ亜鉛合金メッキ鋼板も採用するべきですので「適切な耐食性を持つ材質を選定すること。」とさせていただきます。	要求水準と同等以上の提案は可とします。
104	134	3	2	(1)	(エ)	第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置することとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
105	136	3	3	(2)	(キ)	PFI事業者手配の車両・重機等は、運営期間終了時に引きあげてよいものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
106	137	3	3	(5)	(エ)	前処理で発生したオイル、灯油類は貴市にて処理・処分して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
107	139	3	3	(10)	動物の死骸の 処理	本施設で受入れる動物の死骸は、ある程度の大きさに解体された状態で搬入されると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
108	156	3	9	(2)	ウ 業務の要 求事項 (オ)	除雪作業で使用する重機、機材、用具及び作業員の被服等は全てPFI事業者の所掌とするとありますが、降雪の頻度や降雪量が通年以上となった場合は不可抗力として貴市の負担としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	状況により協議します。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回 答
109		添付資料	目次	(30～32)	予備設計	質問回答書（第一回）公表時とございますが、もう少し早い段階での開示をお願いできますでしょうか。	添付資料（目次）のとおりです。
110		添付資料	9			添付資料9単線結線図は66kV2回線となっておりますが、154kV2回線と読み替えることでよろしいでしょうか	貴見のとおりです。
111		添付資料	10		年度別計画搬入量	新破碎処理センター(簡易破碎機)として、スプレー缶：1,200本/時間、ライター：4,000本/時間の処理能力を見込むこととありますが、簡易破碎機の域を超えたかなり規模の大きい能力の破碎機となります。簡易破碎機の処理能力については運営全体効率を考慮し事業者提案とさせていただきます。	見込んでいる処理能力は、現在使用している破碎機の公称処理能力です。これを参考として、処理できる能力のものを用意してください。
112		添付資料	27		数量計算書(造成)	土工 掘削工が機械掘削になっておりますが、岩質の判断、工程計画上発破掘削が有利と判断される場合は工法の変更は可能でしょうか。ご教授ください。	事業地直下に存在する三方原水路に影響がないことを前提として、提案とします。

様式第1号

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	8	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 16 ⑤災害廃棄物処理	災害廃棄物処理について、南海トラフ地震等で発生する災害廃棄物に対し御市との連携を図ること、とされておりますが、昨年度策定されました災害廃棄物処理計画をご提示願います。	浜松市公式HPに掲載しています。
2	9	4			イ(ア)h 屋外開閉所	本項の評価は、御市および浜松新電力の収入の大小に直結する、「売電量」の大小で評価していただくようお願いいたします。	落札者選定基準のとおりです。
3	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 18 ①発電効率及び発電量	発電量は、一般的に助燃剤や副資材（都市ガス、灯油、コークスなど）を投入することで見かけ上大きくすることが出来ます。循環型社会・環境対策の主旨を酌んで、助燃剤、副資材などを除く発電量で評価していただくようお願いいたします。	御意見として承ります。
4	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 19 省エネルギーと温室効果ガスの低減	省エネルギーと温室効果ガスの低減の評価は、提案する再生可能エネルギーの活用量と、温室効果ガスの低減量の大小によって評価されると理解してよろしいでしょうか。	落札者選定基準のとおりです。

No.	頁	章	中	小	項目名	質問の内容	回答
5	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 19 省エネルギーと温室効果ガスの低減	温室効果ガスの排出量の算定は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.2) (環境省)」に基づいて行うと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 22 資源化量	「①施設内で発生する資源化量を最大化する計画となっているか」とありますが、「施設内で発生する」の主旨をご教示ください。ストーカ炉＋外部資源化方式の場合、資源化は、施設外の資源化事業者（例えばセメントとして）が責任をもって行います。資源化される場所自体が評価の差にならないよう、配慮をお願いします。	最大限の資源化を図る意図であり、主灰を外部資源化する場合においても、本件施設で溶融を行う場合と同等の資源化と見なします。
7	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 32② 資金調達方法（出資、借入、調達条件等）と資金調達の確実性	評価の視点で「サービス対価が会計法上、効率の良い計画となっているか」と記載されていますが、会計法に限定せずに関連する法規等を含め、効率の良い計画を提案することによろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
8	9	4			表4 提案書の定量化評価において評価する点 32 資金調達方法（出資、借入、調達条件等）と資金調達の確実性	出資が記載されていますが、本件はプロジェクトファイナンスのため、金融機関からの出資はない事、資本金は(2)経営計画・事業収支計画に記載することから、本項目での出資は誤記かと思料いたします。	「出資」も資金調達的手段と考えます。

様式第1号

4 様式集に対する質問

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	第2号、3号、5号				代表者	各様式に記載する構成企業の代表者名・印は、各企業の社長名・印でしょうか。もしくは市入札参加資格登録した、「入札・契約等委任者」の支店長・営業所長名・使用印鑑でしょうか。 社内手続きの関係上、5/15回答日より早めに回答頂きたいをお願い致します。	各企業の社長名・印です。
2	第2号～第7号					グループ名は、入札参加資格確認結果通知書に記載されるものと理解しますが、第1回質問提出時及び参加資格申請時において、グループ名の欄は空欄のままでもよろしいでしょうか？	グループ名と受付グループ名は別になります。グループ名については、事業者が構成企業グループに付し、入札参加資格審査申請書等に記載するものです。受付グループ名については、本市が構成企業グループに対して付し、入札参加資格確認結果通知書にて通知するものです。
3	第4号	6			添付書類	本件施設の土木工事・建築物の設計建設・プラント設備の設計建設を行う者に『監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できることを証明する書類』を添付書類として提出するようになっております。 本書類の提出から建築物やプラント施設の建設工事の着工まで4～5年以上の期間があるため、選任した者を後日変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。もしくは複数人を選任するか、行政より発行された「経営規模等評価結果通知書(経審)」等により複数名の技術者(有資格者)が在籍している旨を証明する書類を提出することでよろしいでしょうか。	変更することは可能です。

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
4	第4号	6	土木工事の設計・建設を行なう者 建築物の設計・建設を行なう者		添付書類	監理技術者の専任で配置できることを証明する書類とは、どのような内容を記載、証明書等の添付がされていればよろしいでしょうか。また、着工までの期間があることから、配置予定技術者を複数名提示してもよろしいでしょうか。 社内手続きの関係上、5/15回答日より早めに回答頂きたくお願い致します。	入札説明書に関する質問回答No11を参照ください。
5	第4号 [2/5]				構成員及び協力企業について必要な書類	納税証明書（消費税及び地方消費税、法人税、法人市民税）の写しは、以下の通り準備すればよろしいでしょうか？ ①消費税及び地方消費税、法人税：納税証明書 その3の3、または納税証明書 その1 ②法人市民税：本店で参加するものはその本店の所在する都市の法人市民税納税証明書、本店以外で参加するものはその支社、支店または営業所の所在する都市の法人市民税納税証明書	貴見のとおりです。
6	第7号-2、7号-3				添付書類	施工実績、工事实績を証明するものとして、CORINS（工事実績情報システム）の添付提出でよろしいでしょうか。また施設パンフレット等に替えて、施設のホームページ等を印刷したものでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	第14号				別紙2	「平成29年度を0年目とすること」とありますが、平成29年度の現在価値は様式上の記載は不要で、平成30年度を1年目として現在価値換算を行い、各年度欄に記載するとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
8	第14号				別紙2	各費目は市の支払いベースでの計数記載であり、SPCの会計上の減価、費用の観点からの記入ではないとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答															
9	第15号-2-4				地域への貢献 (地域企業及び地域資材の活用)	審査の視点にて「本件事業の実施に当たり、市内の企業や資材等の活用に最大限配慮した計画となっているか。」とありますが、本項目は発注金額ではなく、設計・建設時及び運営時の期間で多くの地元企業が本事業に参加できることが審査の視点になると理解してよろしいでしょうか。	提出して頂いた資料は全て審査の対象となります。															
10	第16号-3-3				省エネルギーと温室効果ガスの低減	省エネルギーと温室効果ガスの低減は、提案する再生可能エネルギーの活用量と、温室効果ガスの低減量の値を、様式第16号-3-2などと同様に、表形式で記載すればよろしいでしょうか。	指定はありません。															
11	第17号2	1		別紙1	<p>法人税等については、次の前提により算出した実効税率29.97%を使用するものと理解してよろしいでしょうか？公正な競争を確保するため、入札条件を統一して頂きたいと質問いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>23.40%</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>10.30%</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>3.60%</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>市民税</td> <td>6.00%</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実効税率</td> <td>29.97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定式)</p> $\frac{\text{法人税} \times (1 + \text{地方法人税} + \text{県民税} + \text{市民税}) + \text{地方法人特別税} \times \text{事業税} + \text{事業税}}{1 + \text{地方法人特別税} \times \text{事業税} + \text{事業税}}$		税率	法人税	23.40%	地方法人税	10.30%	事業税	3.60%	県民税	1.00%	市民税	6.00%	地方法人特別税	-	実効税率	29.97%	法人税率は資本金の金額によって適用が異なることから、提案する資本金額に応じて計算してください。
	税率																					
法人税	23.40%																					
地方法人税	10.30%																					
事業税	3.60%																					
県民税	1.00%																					
市民税	6.00%																					
地方法人特別税	-																					
実効税率	29.97%																					

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
12	第17号-2	1		別紙1		<p>EIRR、PIRR、DSCR、LLCRについて、様式17号2-1（別紙1）のエクセルシートには計算式が入力されていません。各値の計算方法については、内閣府の公表する算定方法（<a href="http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual1805.pdf">http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual1805.pdf</a>）に則り、以下の通り算出することによいでしょうか。</p> <p>1. PIRR 初期投資額＝（n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋PIRR）<sup>n</sup>）</p> <p>2. EIRR 出資金に相当する額＝（n年度に発生する出資者に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋EIRR）<sup>n</sup>）</p> <p>3. DSCR n年度のDSCR＝n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（n年度の元金返済額＋n年度の支払金利額）</p> <p>4. LLCR LLCR＝{（n年度に発生する出資者及び融資する金融機関等に帰属するキャッシュフローの合計額／（1＋割引率）<sup>n</sup>）}／借入金の元本</p>	<p>PIRR</p> $I = \sum \frac{C_n}{(1+r)^n}$ <p>I : 設備投資額（※） C<sub>n</sub> : n年目の税引後当期損益＋割賦原価＋支払利息 r : 割引率（PIRR） <small>（※） 建中金利、開業時公租公課を含み、補助金を除く。</small></p> <p>DSCR</p> $DSCR_n = \frac{C_{dn}}{P_n + I_n}$ <p>C<sub>dn</sub> : n年目の税引後当期損益＋割賦原価＋支払利息 P<sub>n</sub> : n年目の借入金返済額（借入金元本償還額） I<sub>n</sub> : n年目の支払利息額</p> <p>LLCR</p> $LLCR = \frac{\text{(元金返済前キャッシュフローの現在価値)}}{\text{借入元本}}$ <p>EIRR</p> $Cap = \sum \frac{C_{en}}{(1+re)^n}$ <p>Cap : 出資額 C<sub>en</sub> : n年目の税引後当期損益＋割賦原価－借入金元本償還額 re : 割引率（EIRR）</p> <p>（参考） <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/vfm-3.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/pfi/vfm-3.html</a></p>
13	第17号-2	1		別紙1		<p>EIRR、PIRR、LLCRは、事業期間全体での評価なので、各年度欄には算定前提のCFを記載し、各評価値は平成30年度の右横の空白セルに記入すればよろしいでしょうか？</p>	<p>各評価値の入力欄を設けた様式の改訂版を提示します。 （様式第17号-2-1を修正）</p>
14	第17号-2	1		別紙1		<p>EIRR、PIRR、LLCRの計算前提となる現在価値CFには、割賦金利及び支払金利を含めるのでしょうか？もしくは、いずれの計算も金利前CFを前提に行うのでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>様式集に関する質問回答No12を参照ください。</p>

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	第17号-2	1		別紙1		右側、合計は当該行の平成30年度から平成55年度の合計で宜しいでしょうか？この場合、当該行が累計になっている項目（配当後キャッシュフロー（内部留保金）累計など）は、合計は不要で宜しいでしょうか？	様式（改訂版）に従ってください。
16	第17号-2	1		別紙1		E-IRR算定キャッシュフローは、配当前キャッシュフローの数値と同じと理解しますが、宜しいでしょうか。	様式集に関する質問回答No12を参照ください。
17	第17号-2-1	別紙1			4	繰越欠損金は、H29.4時点の税法に従うと、平成30年4月1日前に開始する各事業年度に生じた欠損金額については9年間、平成30年4月1日以後に開始する各事業年度に生じた欠損金額については10年間繰越可能かと思われませんが、当該税法の規定に従って収支計画を作成することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	第17号-2-1	別紙1			資金運用収入	資金運用収入は、預金の受取利息でしょうか。	提案によるものとしますが、計上する場合はその内容等が分かるようにしてください。
19	第17号-2-1	別紙1			事業収支計画	記載要領に関して、以下についてご教示ください。 ①事業年度は、4月から3月の1年間ということによろしいでしょうか。 ②事業年度が4月から3月の1年間の場合、初年度はH30年2月もしくは3月から開始する見込み（入札説明書より）であるため、H29年度の列を追加してもよろしいでしょうか。 ③事業年度が4月から3月の1年間の場合、対価の受領の最終回はH56年度になる見込み（事業契約書より）であるため、H56年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	①貴見のとおりです。 ②H29年度の列の追加は認めません。 ③H56年度の列の追加は認めません。

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
20	第17号 -2-1	別紙 1			SPCの キャッ シュフ ロー表	出資時に出資額の半額を資本準備金として積み立てた場合には、その後の利益準備金積み立ては不要であるため、キャッシュフロー表上は法定準備金が計上されないと思いますが、問題ないでしょうか。	法令等に基づき提案してください。
21	第17号 -2-1	別紙 1			SPCの キャッ シュフ ロー表	「その他精算等」には、どのような収支を計上するのでしょうか、ご教示ください。	提案によるものとしますが、計上する場合はその内容等が分かるようにしてください。
22	第17号 -2-1	別紙 1			残高・ 評価指 標	「未処分金残高」は、現預金残高でしょうか。それとも、利益剰余金残高でしょうか、ご教示ください。	利益剰余金残高としてください。
23	第17号 -2-1	別紙 1			残高・ 評価指 標	「LLCR」は、毎年計算するのでしょうか。それとも、事業開始時点（H29年度）の一回のみ計算するのでしょうか、ご教示ください。	様式集に関する質問回答No12を参照ください。
24	第17号 -3-1	別紙 1			資金調 達計画 ②市の 支払い 予定	記載要領に関して、以下についてご教示ください。 ①事業年度は、4月から3月の1年間ということでしょうか。 ②事業年度が4月から3月の1年間の場合、初年度はH30年2月もしくは3月から開始する見込み（入札説明書より）であるため、H29年度の列を追加してもよろしいでしょうか。 ③事業年度が4月から3月の1年間の場合、対価の受領の最終回はH56年度になる見込み（事業契約書より）であるため、H56年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	様式集に関する質問回答No19を参照ください。

No.	様式	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	第17号 -3	別紙 1				各費目は市の支払いベースでの計数記載であり、SPCの会計上の減価、費用の観点からの記入ではないとの理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

※ 修正版様式集について、修正したシートはシートタブを赤色で網掛けし、修正していないシートはシートタブを白色としています。  
また、第1質問回答表公表時に配付することとしていた様式第13号も追加しています。

様式第1号

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	2	3	4	(2)	PFI事業者の 設立	追加出資又は融資の上限額の提案を求められておりますが、他の支援方法を検討し、ご提案することで、金額の記載に代えさせて頂けないでしょうか。	追加出資、融資に限らず、支援方法の提案を可とします。
2	2	3	4	(7)	イ(7)h 屋外開 閉所	追加出資義務が規定されていますが、全構成員連帯ではなく、特定の構成員のみによる追加出資も認めていただけないでしょうか。 構成員によって負担能力が異なるため、連帯とした場合、追加出資金額が少額になる懸念があります。	貴見のとおりです。
3	2	3	4	(7)	PFI事業者の 設立	「構成員は…連帯してPFI事業者への追加出資又は融資を行うこと。」とありますが、追加出資又は融資を行う構成員については、事業者提案であり全ての構成員の義務ではないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	2	3	4		PFI事業者の 設立	「発注者の事前の書面による確認なくしてPFI事業者の株式を第三者に譲渡（構成員間における譲渡を含む。）、担保権の設定、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、PFI事業者は、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。」とありますが、PFI事業者が銀行から融資を受ける際、株式に担保権を設定することとなりますので、このような担保権の設定には承諾いただけるものと認識しておりますが、宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	3	5			事業契約	第5条第3項及び第4項に該当する場合の違約金は、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額であり、第8条の「PFI事業者が正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しない場合」の違約金100分の5は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	5	8			事業契約の不成立	PFI事業者が正当な理由なく事業契約の仮契約を締結しない場合には、構成企業が発注者に違約金を支払う義務を負うとなっておりますが、帰責事由のある構成員が発注者に違約金を支払う義務を負うことに変更いただけないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりです。なお、違約金の支払者は、帰責事由のある構成企業のみ、複数の構成企業又は構成企業全者のいずれでも可能ですが、当該事象による違約金は落札者グループに対して請求します。
7	6	11	3、4		秘密保持	第11条第3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第11条第4項の「本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じる」場合は、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等に当たる秘密情報については、浜松市情報公開条例7条(3)ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないという理解で宜しいでしょうか。	浜松市情報公開条例に基づき対応します。

様式第1号

6 事業契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	内 訳 書				設計・建設業務に係る対価の年度内訳額	貴市からの対価の支払年度ではなく対価の発生年度（債権確定年度）に金額を入力するということによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	4	5	5		イ(ア)h 屋外開閉所	第5項の適用がある場合、「損害、損失及び費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解です。	貴見のとおりです。
3	5				(誤字の確認)	次の項目は、誤字かと思料しますが、以下の通り読み替えばよろしいでしょうか？ 33条1項7号 「第42条第7項」 → 「第42条第5項」 34条1項 「第67条第1項」 → 「第68条第1項」 34条4項 「第65条第1項」 → 「第66条第1項」 54条3項 「第69条」 → 「第66条」 55条4項 「第69条」 → 「第66条」 75条 「第73条第4項…」 → 「第72条第4項…」 89条2項1号 「事業者」 → 「受注者」	貴見のとおりです。
4	5	7	1		受注者の役割等	資金調達とは、発注者が受注者に支払う施設整備委託料及び運営委託料、並びにこの契約に定める発注者が負担すべきその他の費用を除いた受注者のなすべき義務の履行に関する全ての費用を意味しているということによろしいでしょうか。また、第80条に規定する金融機関との協議等、受注者の資金調達のために合理的な協力を行っていただけるという理解によろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5	5	7	1		受注者の役割等	事業者による資金調達に際し、融資金融機関からの担保権の設定等については、特段の事業実施への影響がない限り、市の応諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	5	8	2		交付金	交付金の交付額が想定額と異なる場合、整備割賦払金の改定等について協議を行うこととなっておりますが、交付金の増減によって、金利支払額が増減する場合、スワップブレイクコストや追加資金調達に伴う金融費用等が発生する可能性があります。当該費用は市に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	交付金の増減が事業者の帰責事由によらない場合は、貴見のとおりです。
7	5	8	2		交付金	「交付金の実額が想定額と異なる場合は、整備割賦金の改定等の協議を行なう」とあります。確認ですが、そのリスク分担は入札説明書別紙4「資金調達」に記載の分担と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
8	5	10	1	(1)	契約保証金	事業契約締結日となっておりますが、建設工事履行に対するリスクは工事開始日に発効されることを鑑みて工事開始日までと変更をお願いします。	事業契約書(案)のとおりです。
9	5	10	1	(1)	契約保証金	契約保証金の納付額算出の過程で控除される”割賦金利相当額”とは、入札提案書と同様の29年4月10日基準での金利を使用して計算されるのでしょうか。	貴見のとおりです。
10	5	10	3		契約保証金	契約保証は保険会社、金融機関、保証会社等の保証を付すのが一般的ですが、本条件のかし担保期間、性能保証期間は非常に長期のため、前述の保証が困難と思料いたします。ついては、本項目の契約保証は施設の正式引渡しまでにはしていただけないでしょうか。	当該項（第10条3項）を削除します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
11	9	10	3		契約保証金	別紙6にて保証書を提出するため、性能保証及び瑕疵担保期間における保証金の差入はご容赦ください。	当該項（第10条3項）を削除します。
12	5	10	3		契約保証金	「前項の定めにかかわらず、発注者は、第1項第1号の定めるところに従って納付された契約保証金の全部又は一部を、第41条に定めるかし担保責任の除斥期間及び第42条に定める性能保証期間が満了するまで留保することができる。」とありますが、かし担保責任の除斥期間は10年、性能保証期間は20年となっており、その間、設計・建設業務に係る対価から割賦金利相当額を控除した額の総額の100分の10以上に相当する額を保証金として差し入れ続けるのは、受注者の負担が大きく、また、事業契約書別紙6第1条の通り、受注者及び建設事業者は当該期間中41条及び42条の義務を連帯して負うことを契約上保証しますので、第10条第1項第1号の契約保証金は求めないものとしてください。	当該項（第10条3項）を削除します。
13	6	10	4		契約保証金	「発注者が確実と認める金融機関」との記載がございますが、どのように決定されているのでしょうか。	協議によります。
14	6	10	4	(4)	契約保証金	「違約金支払債務その他の本事業契約に基づく受注者の発注者に対する一切の金銭債務」について、違約金支払債務以外に具体的にどのような金銭債務を想定されておりますか。	本市の被った損害額の賠償請求が想定されますが、これに限りません。
15	8	15	3	(1)	設計の変更	発注者帰責の設計変更の場合の増加費用は、一括で支払っていただくか、もしくは分割の場合には支払日までの金利相当額を合わせてお支払いいただけませんか。分割払いが原則になる場合、受注者側で想定していなかった資金調達を行う必要があります。資金調達により、金利負担が発生しますが、受注者がこの金利を負担することは困難だと思われま。	合理的な範囲の増加費用は、本市が負担します。支払方法については、協議により決定します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
16	9	16	4		事前調査	「追加的な費用が増加する場合」とは、受注者に合理的な金融費用が追加的に発生した場合を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
17	9	17	4		本件工事に伴う近隣対策	第4項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	13	32			発注者による完成確認	事業用地の造成工事（アプローチ道路と高架橋含む）完了後に事業者はごみ処理施設工事を開始するため、アプローチ道路および高架橋は利用を開始します。当該道路等の建設用地は貴市所有であることから、上記の利用開始時点での道路等の所有者は貴市との理解でよろしいでしょうか。この場合貴市が所有者となるため、アプローチ道路および高架橋の完成時には事業契約第32条に従った完成確認を行っていただき、部分引渡しを行うとの理解でよいでしょうか。 一方、前述の部分引渡しが行われず、道路等の引渡しが施設完成時と同時である場合、建設期間中の道路等の所有者は事業者となるため、貴市への固定資産税納税義務が生じるものと考えられます。貴市事業において貴市への税納付を増やすことは効率的ではないため、当該道路等に関する固定資産税は免税として頂けますでしょうか。	部分引渡しは行わないため、所有権はPFI事業者となります。 固定資産税については、免除となります。
19	13	32			発注者による完成確認	質問No. 15において、アプローチ道路と高架橋の部分引渡しが行われる場合、当該道路等の維持管理業務は部分引渡し以降発生するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、運営業務に係る対価の支払いは開始していないため、当該維持管理費用は設計・建設業務に係る対価にてお支払頂くととの理解でよろしいでしょうか。 一方、前述の部分引渡しが行われず清掃工場と同時での引渡しとなる場合、現様でのお引渡しと考えてよろしいでしょうか。工場建設期間中の利用に伴う経年劣化等は当然生じるものと想定されますが、事業者は要求水準書に従った維持管理を行うものと理解しております。	部分引渡しは行わないため、維持管理費用については支払いません。 工事施工に伴う経年劣化については、PFI事業者の責任となります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
20	14	33	1	(7)	設計・建設業務完了手続	「第42条第7項」は「第42条第5項」の誤記でしょうか。	貴見のとおりです。
21	14	34	1		工事の一時停止	「第67条第1項に規定する・・・」は「第68条」の誤記でしょうか。	貴見のとおりです。
22	14	34	2		工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の一時停止に伴う増加費用は、例外なくお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。受注者が負担できるリスクではなく、資金調達に支障が生じるものと思われま。	事業契約書(案)のとおりです。
23	14	34	2		工事の一時停止	本項に定める協議の後90日以上本件工事再開の通知がされない場合の受注者による契約解除の取扱いについては、第69条第3項から第7項の規定が準用されるという理解で宜しいでしょうか。	第69条第3項から第5項及び第7項の規定を準用します。
24	15	34	3		工事の一時停止	第3項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
25	15	34	3	(2)	工事の一時停止	受注者の責めに帰さない事由による工事の停止に伴う増加費用は、一括で支払っていただくか、もしくは分割の場合には支払日までの金利相当額を合わせてお支払いいただけることを明記いただけませんか。分割払いが原則になる場合、受注者側で想定していなかった資金調達を行う必要があります、それに伴って金利負担が発生しますが、この金利を負担することは困難だと思われま。	合理的な範囲の増加費用は、本市が負担します。支払方法については、協議により決定します。
26	15	34	4		工事の一時停止	「第65条第1項ないし第3項」は「第66条第1項ないし第3項」の誤記でしょうか。	貴見のとおりです。
27	16	36	1		設計・建設期間変更の場合の費用負担	第1項の適用がある場合、「損害、損失又は費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
28	16	36			設計・建設期間の変更時の費用負担	設計・建設期間が変更され完工日が変更となった場合、運営業務に係る対価の支払スケジュールは、完工日から20年間にわたって支払われるものと理解してよろしいでしょうか？	対価の支払いについては、変更した開始日から平成56年3月31日までとなります。
29	16	36	1	(1)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	受注者の責めに帰さない事由による設計・建設期間変更に伴う増加費用は、一括で支払っていただくか、もしくは分割の場合には支払日までの金利相当額を合わせてお支払いいただけることを明記いただけませんか。分割払いが原則になる場合、受注者側で想定していなかった資金調達を行う必要があります。資金調達により、金利負担が発生しますが、この金利を負担することは困難だと思われま。	合理的な範囲の増加費用は、本市が負担します。支払方法については、協議により決定します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
30	16	36	1	(2)	設計・建設期間変更の場合の費用負担	<p>受注者の責に帰すべき工事遅延による発注者の損害について、第36条第1項第2号では実損害を賠償することとなっておりますが、通常、工事請負契約では実損害ではなく一定の遅延損害金のみを損害賠償として支払うこととなっております。公共工事標準請負契約約款第45条第2項においても、工事遅延の損害賠償は遅延損害金のみ請求することとなっているように、受注者に対しては遅延損害金のみ請求することとし、当該遅延損害金の算定方法については第40条第2項の記載に従うものとして、本号を次の通り変更いただけないでしょうか。また、第40条第2項において、運営開始遅延による発注者の損害について遅延損害金の支払とそれを超える実損害を賠償することとなっておりますが、運営開始遅延は工事遅延によって生じるものであり、第40条第2項と第36条第1項における発注者の損害は同じものであることから、上記第36条第1項第2号の修正に伴い、第40条第2項を次の通り修正いただくようお願い致します。</p> <p>第36条第1項第2号 (原文) 「当該設計・建設期間の変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担する。」</p> <p>(変更) 「当該設計・建設期間の変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合は、受注者がこれらを負担する。<u>なお、本条に定める損害、損失又は費用のうち発注者のものについては、引渡予定日の翌日から引渡日（同日を含む）までの期間について、設計・建設業務に係る対価につき浜松市契約規則第32条第1項に規定する率による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに発注者に対して支払うものとする。</u>」</p>	事業契約書(案)のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
31	17	40	2		運営開始の遅延	<p>第40条第2項 (原文) 「発注者の責めに帰すべからざる事由により本件施設の全部又は一部に係る運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、受注者は、当該遅延に伴い受注者において生ずる損害、損失及び費用（本件事業を遂行するに当たり受注者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するほか、運営開始予定日の翌日から運営開始日（同日を含む）までの期間について、設計・建設業務に係る対価につき浜松市契約規則第32条第1項に規定する率による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに発注者に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本件事業を遂行するに当たり受注者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、受注者はそれらを負担し、発注者に支払うべきものがある場合は、直ちに発注者に対して支払うものとする。なお、本事業契約に従い発注者が受注者に対して本件設計又は本件工事につき第14条、第28条若しくは第32条による改善を指示したことにより、又は第13条により受注者が環境影響評価の変更等を行ったことにより、本件施設に係る運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合も、本項が適用されるものとする。」</p> <p>(変更) 「発注者の責めに帰すべからざる事由により本件施設の全部又は一部に係る運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、受注者は、当該遅延に伴い受注者において生ずる損害、損失及び費用（本件事業を遂行するに当たり受注者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するほか、運営開始予定日の翌日から運営開始日（同日を含む）までの期間について、設計・建設業務に係る対価につき浜松市契約規則第32条第1項に規定する率による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割計算により、直ちに発注者に対して支払うものとする。なお、本事業契約に従い発注者が受注者に対して本件設計又は本件工事につき第14条、第28条若しくは第32条による改善を指示したことにより、又は第13条により受注者が環境影響評価の変更等を行ったことにより、本件施設に係る運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合も、本項が適用されるものとする。」</p>	事業契約書(案) のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
32	16	37	1		第三者に対する損害	「（本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響により第三者に損害が生じた場合を含む）」とありますが、入札説明書別紙4リスク分担表と齟齬がございます。リスク分担表に合わせて、本件工事の施工に伴い必然的に生じる騒音、振動、地盤沈下等の第三者への損害であって、受注者が善良な管理者としての注意義務を怠っていないものについては、発注者の負担としていただくようお願い致します。	御指摘の部分を削除し、「受注者が善良な管理者の注意義務を怠っていないにもかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない影響により第三者に損害が生じた場合には、発注者及び受注者は、当該損害の負担等について協議により定めるものとする。」を追加するものとします。 （事業契約書（案）P16を修正）
33	16	37	1		第三者に対する損害	文中で責任の所在を明確にするため「受注者及び建設企業が善良な管理者の注意義務を怠らなかったにもかかわらず生じた通常避けることが出来ない影響については、発注者と受注者はその損害の負担等について合理的な範囲で協議する」という文言を追加させていただきませんか。	事業契約書(案)に関する質問回答No32を参照ください。
34	16	38	1		本件施設への損害	「本件事業の遂行に当たり受注者において生ずる追加的な費用」の中には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
35	17	39	1		本件施設の引渡し	金融機関からの借入（完工後ローン）に必要となるため、本施設の引渡し時には貴市からSPCに対し、引渡しを証する書面の発行をお願いしますでしょうか。	本市が引渡しを受けた際には、引渡しを証する書類をPFI事業者に発行します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
36	17	40	1		運営開始の遅延	6行目の括弧書きに、を除くことを確認する。)を含む。)とございます。どのように理解すればよろしいのか、ご教示願います。	文章を明確にするため、事業契約書(案)を次のとおり修正します。なお、内容に変更はありません。発注者の責めに帰すべき事由により本件施設の全部又は一部に係る運営開始日が運営開始予定日より遅延した場合、発注者は、当該遅延に伴い受注者において生ずる損害、損失及び費用(合理的な追加費用を含む。)を負担するものとし、発注者は、受注者との協議により決定される場所に従い、受注者にこれを支払うものとする。なお、受注者において生ずる損害、損失及び費用は、運営期間が短くなることにより受注者が逸失することとなる利益(運営開始予定日から運営開始日までの期間について想定されていた運営業務に係る対価等を含む。)を除くものとする。 (事業契約書(案)P17を修正)
37	17	40	1		運営開始の遅延	発注者の責に帰すべき事由により運営開始が遅延した場合について、受注者は遅延期間分の運営業務に係る対価をお支払い頂くことはできないこととなっておりますが、遅延期間においても受注者で固定費分の費用が発生する可能性がありますので、遅延期間分の運営業務に係る対価のうち固定費分については受注者にお支払いいただけないでしょうか。	受注者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用は、本市が支払います。
38	17	40	1		運営開始の遅延	第1項の適用がある場合、「損害、損失及び費用」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
39	18	41	5		かし担保責任	<p>第41条第1項～4項による定めにもかかわらず、第5項にて「発注者のいかなる請求を妨げない」とあります。要求水準書で規定されているかし担保期間を超えても、かし担保保証義務を負っているようにも読めるため、本項の削除をお願いします。</p> <p>原文のままとされる場合、本項を定める意図するところをご教示下さい。</p>	<p>事業契約書(案)のとおりです。なお、本項に規定する発注者の請求は、第42条に定める性能保証に係る請求であり、かし担保期間を超えたかし担保保証義務を規定しているものではありません。</p>
40	18	42	2		性能保証	<p>運営期間中に性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合、受注者は、第42条第2項に基づき発注者に生じた損害を賠償することとなっていますが、一方で、事業契約書第61条や別紙7等により、施設に不具合等が生じ業務改善計画書に従い改善することができなかった場合、又は施設の稼働停止、停止基準値の未達成若しくは発注者が重大と認める事象が生じた場合は、運営業務に係る対価を減額されると定められており、性能保証事項を満たさない場合は、対価の減額の対象に該当することになると考えられます。対価の減額に加えて、実損害の賠償責任を負う仕組みは受注者にとって過大な負担となることから、性能保証事項を満たさない場合の発注者に対する損害賠償は、運営業務に係る対価の減額のみによるものとしていただきたく、本項を次の通り変更いただけるようお願い致します。</p> <p>第42条第2項 (原文)  「運営期間にわたり、要求水準書等に定める性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合は、受注者は、自らの負担で補修、改造又は取替え等を行うほか、<u>発注者に生じた損害を賠償するものとし、本件施設が性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、発注者の確認を受けなければならない。</u>」  (変更後)  「運営期間にわたり、要求水準書等に定める性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合は、受注者は、自らの負担で補修、改造又は取替え等を行うほか、<u>本件施設が性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、発注者の確認を受けなければならない。</u>なお、<u>性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかったことにより発注者に生じた損害については、第61条に基づく運営業務に係る対価の減額措置をもって賠償されたものとする。</u>」</p>	<p>事業契約書(案)のとおりです。</p>

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
41	21	47	6	(4)	運営業務	<p>受注者の責に帰すべき事由より本件施設を停止させてしまった場合、受注者は、第47条第6項第4号に基づき発注者に生じた損害を賠償することとなっていますが、一方で、事業契約書第61条や別紙7等により、本件施設を停止させてしまった場合、運営業務に係る対価を減額されるものと理解しております。42条2項と同様、対価の減額に加えて、実損害の賠償責任を負う仕組みは受注者にとって過大な負担となることから、性能保証事項を満たさない場合の発注者に対する損害賠償は、運営業務に係る対価の減額のみによるものとしていただきたく、各条文を次の通り変更いただけるようお願い致します。</p> <p>第47条第6項第4号 (原文) 「要求水準書等に示された業務の水準及び内容（ただし、事業者提案がより優れた、若しくはより厳しい水準又は内容を提案しているものについては、提案された水準とする。以下「業務水準」という。）の未達その他理由のいかんを問わず、本件施設の運転の停止に起因する発注者、受注者又は第三者の損害、費用（<u>本件施設の全部又は一部の運転停止によって当該本件施設に搬入されるべき廃棄物の本件施設以外の場所への運搬、同所での保管、処理その他の措置が必要となった場合における一切の費用を含む。</u>）、損失その他の責任の一切は、受注者により負担されるものとする。ただし、本件施設の全部又は一部の停止が発注者の責めに帰すべき場合は、この限りでない。」</p> <p>(変更) 「要求水準書等に示された業務の水準及び内容（ただし、事業者提案がより優れた、若しくはより厳しい水準又は内容を提案しているものについては、提案された水準とする。以下「業務水準」という。）の未達その他理由のいかんを問わず、本件施設の運転の停止に起因する受注者又は第三者の損害、費用、損失その他の責任の一切は、受注者により負担されるものとし、発注者の損害、費用又は損失（本件施設の全部又は一部の運転停止によって当該本件施設に搬入されるべき廃棄物の本件施設以外の場所への運搬、同所での保管、処理その他の措置が必要となった場合における一切の費用を含む。）については、第61条に基づく運営業務に係る対価の減額措置をもって賠償されたものとする。ただし、本件施設の全部又は一部の停止が発注者の責めに帰すべき場合は、この限りでない。」</p>	事業契約書(案) のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
42	22	49	2		余熱利用	余熱の供給方法、量、条件については、第49条第2項なお書で「なお、電力等の供給方法、供給量、供給条件等は、付加価値事業者との協議により決定し、発注者の確認を得るものとする。」とありますが、要求水準書の条件と入札後に決定される実際の条件が異なることにより追加費用等が生じた場合は、入札金額からの変動分について精算をお願いします。	要求水準書の条件内での付加価値事業の実施を原則とします。ただし、本市の認める付加価値事業が、要求水準書の条件と異なり、入札金額に増減が生じた場合、その部分に関しては精算します。
43	23	51	2		見学者対応等	「受注者は、本件施設の運営・維持管理の障害とならない限り、発注者が行う本件施設の見学者への対応に協力して施設見学者への説明等を行うものとし、かつ、見学者が安全に見学できるように配慮するものとする。」とありますが、見学者への対応方法としては、貴市西部工場と同様の運営方法を前提とすればよろしいでしょうか？	協議によります。
44	23	53	2		災害発生時等の協力	「この場合において、発注者は、受注者に発生した追加費用を合理的な範囲で受注者に支払う。」とありますが、この追加費用には、計画搬入量を超える多量の廃棄物を処理するために生じる変動費だけでなく、その処理を実施するために必要になった人件費（固定費用①）や設備に過剰な負荷がかかることにより、設備損耗等が起こり必要となる設備・機器の修理、保全等の費用も含まれるものとしてください。	基本的に御質問の費用も含むものと思いますが、詳細は協議によります。
45	24	54	3		非常時又は緊急時の対応等	第3項の適用がある場合、「受注者が被った損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
46	24	55	4		容量超過に関する措置	第4項の適用がある場合、「追加費用及び損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
47	24	55	4		容量超過の措置	<p>受注者の責に帰すべき事由により受入対象物が本件施設の貯留又は保管の容量を超える（容量超過）恐れがあると判断され、本条で定める緊急代替貯留方策又は緊急代替処理方策が実施された場合、受注者は、第55条第4項に基づき発注者に生じた損害を賠償することとなっていますが、一方で、事業契約書第61条や別紙7等により、容量超過の恐れがある状態を理由として運營業務に係る対価を減額されるものと理解しております。42条2項と同様、対価の減額に加えて、実損害の賠償責任を負う仕組みは受注者にとって過大な負担となることから、同緊急代替貯留方策又は緊急代替処理方策の実施した場合の発注者に対する損害賠償は、運營業務に係る対価の減額のみによるものとしていただきたく、条文を次の通り変更いただけるようお願い致します。</p> <p>第55条第4項 （原文） 「第1項及び第2項の事態による追加費用及び損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者が負担するものとし、受注者の責めに帰すべき事由による場合には<u>受注者が負担するものとする。</u>ただし、第1項及び第2項の事態が発注者及び受注者のいずれの責めにもよらない場合には、当該追加費用及び損害の負担は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。ただし、第69条の法令変更若しくは不可抗力の場合はその定めに従う。」</p> <p>（変更） 「第1項及び第2項の事態による追加費用及び損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者が負担するものとし、受注者の責めに帰すべき事由による場合には<u>受注者に生じたものについては受注者が負担し、発注者に生じたものについては第61条に基づく運營業務に係る対価の減額措置をもって賠償されたものとする。</u>ただし、第1項及び第2項の事態が発注者及び受注者のいずれの責めにもよらない場合には、当該追加費用及び損害の負担は、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。ただし、第69条の法令変更若しくは不可抗力の場合はその定めに従う。」</p>	事業契約書(案) のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
48	24	57	1		ごみ量	計画処理量に対して、ごみ量が大きく増加した場合、変動費だけではなく、固定費の増加も想定されます（設備稼働増加による維持管理費用および補修費の増加、ごみの搬入者の誘導等のプラットホーム人員増加等による人件費の増加等）。固定費の増加が生じた場合は、増加費用の負担について貴市と協議させていただきます。	御質問の場合には、協議します。
49	24	58	2		ごみ質	第2項の適用がある場合、「費用の増加分」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
50	26	62	3		損害の発生	カバレッジの意図される意味合いをご教授ください。補償を意図されているのでしょうか？	付保される範囲です。
51	26	64	2		対価の改定	物価変動により設計・建設業務の対価の変更に至った場合、改定額は一括でお支払い頂けるということでしょうか。	改定額の支払方法については、協議により決定するものとします。
52	27	64			対価の改定	別紙内訳書の1 設計・建設業務に係る対価において、[内訳（税抜額）]で各業務に分けて記載されていることから、改定についても、各項目で物価上昇等を反映できるものと理解してよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
53	27	64	2	5	対価の改定	特別な要因とありますが、どの様な要因を想定されているでしょうかご教授下さい。	現時点で、具体的に想定できる要因はありません。
54	27	64	2	6	対価の改定	予測することのできない特別な事情とありますが、どの様な事情を想定されているでしょうかご教授下さい。	現時点で、具体的に想定できる事情はありません。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
55	25	62	1		損害の発生	<p>運營業務の遂行に際して受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害が生じた場合、受注者は、第62条第1項に基づき当該損害を賠償することとなっておりますが、一方で、事業契約書第61条や別紙7等により、当該損害を生じさせた事由に基づき運營業務に係る対価を減額されるものと理解しております。第42条2項、第47条第6項第4号、第55条第4項でそれぞれ上記の通り要望させていただいておりますが、運營業務の遂行に際しての損害賠償のうち個別に損害賠償の取扱いを定めるものについては、該当する各条項の損害賠償の規定に従い賠償することとさせていただきたく、本項に次の通り追記いただけるようお願い致します。</p> <p>第62条第1項 (原文)  「受注者は、本件施設の運營業務の遂行に際して、発注者又は第三者に損害、損失、費用等（本件施設の滅失若しくは毀損等に起因する発注者の損害を含む。以下本条において「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じた上で、その旨を発注者に対して直ちに通知し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発注者又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、発注者又は第三者の請求があり次第直ちに、これを賠償又は補償するものとする。ただし、当該損害等の発生が発注者又はその他第三者の責めに帰すべき場合若しくはその他受注者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、受注者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。」</p> <p>(変更)  「受注者は、本件施設の運營業務の遂行に際して、発注者又は第三者に損害、損失、費用等（本件施設の滅失若しくは毀損等に起因する発注者の損害を含む。以下本条において「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じた上で、その旨を発注者に対して直ちに通知し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、本事業契約に別段の定めがある場合はその定めに従い、発注者又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、発注者又は第三者の請求があり次第直ちに、これを賠償又は補償するものとする。ただし、当該損害等の発生が発注者又はその他第三者の責めに帰すべき場合若しくはその他受注者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、受注者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。」</p>	事業契約書(案)のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
56	28	66	3,4		法令変更及び不可抗力	第66条第3項及び第4項で定める発注者による契約解除の際は、第69条第2項から第7項の規定が準用されるという理解で宜しいでしょうか。	第69条第3項から第6項の規定を準用します。
57	28	69	2		発注者の事由による解除	第2項の適用がある場合、「受注者が被った損害額」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
58	28	69	3		発注者の事由による解除	受注者は既に費用負担を行っていることから、一括払いをお願いします。	事業契約書(案)のとおりです。
59	28	69	3		発注者の事由による解除	貴市の責めに帰すべき事由により、工事完工日以降に事業契約を終了させた場合、「未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営に係る対価を支払う」と規定されていますが、金融機関のローンに係るブレイクファンディングコストの支払いも対象に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
60	28	69	3		発注者の事由による解除	本件工事着手後で工事完工日前に、発注者事由により本事業契約が解除された場合に買取の対象となる出来高には、設計・工事費用のほか、SPC設立費用や各種金融費用等も含まれるということでもよろしいでしょうか。設計・工事費用以外の費用も大きく、受注者の責めに帰さない事由による解除の場合にこれらの費用を受注者が負担することは困難だと思われま	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
61	29	70	2		工事完工日前の受注者の債務不履行等による解除	支払方法には、第10条第4項に定める履行保証保険による保険金が支払われた場合、違約金と相殺できるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
62	29	70	2		工事完工日前の受注者の債務不履行等による解除	割賦金利相当額とは、整備割賦払金の支払利息部分（別紙8-2項-(1)-ウ）の累計額との理解でよろしいでしょうか。	別紙8-2項-(1)-ウ-（イ）の累計額です。
63	30	71	3		工事完工日後の受注者の債務不履行等による解除	契約解除の際に、整備割賦払金の償還表の残存価格の100分の10に相当する違約金を、発注者に対して支払う規定となっておりますが、残存価格というのは同償還表のどの部分を指しますでしょうか(事業期間に亘る残存期間ということでしょうか)。整備割賦払金の償還表の残存価格＝施設整備費ということであれば、違約金の金額が過大であると思われます。	償還表の残額欄のことです。
64	30	71	3		工事完工日後の受注者の債務不履行等による解除	工事完工日後の場合、第33条に定めるところにより設計・建設業務は完了しており、設計建設業務に対する対価（支払利息以外）は確定しているものと考えます。本項における、発注者に支払う違約金の額は、第10条第1項2号に定める契約保証金額と同様、運營業務に係わる対価に対する金額ではないのでしょうか。	事業契約書（案）のとおりです。
65	31	72	3		発注者の債務不履行による解除等	第3項の適用がある場合、「受注者が被った損害額」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
66	31	72	4		発注者の債務不履行による解除等	受注者は既に費用負担を行っていることから、一括払いをお願いします。	事業契約書(案)のとおりです。
67	31	72	4		発注者の債務不履行による解除	本件工事着手後で工事完工日前に、発注者の債務不履行により本事業契約が解除された場合に買取の対象となる出来高には、設計・工事費用のほか、SPC設立費用や各種金融費用等も含まれるということによろしいでしょうか。 設計・工事費用以外の費用も大きく、受注者の責めに帰さない事由による解除の場合にこれらの費用を受注者が負担することは困難だと思われます。	貴見のとおりです。
68	31	72	6		発注者の債務不履行による解除等	第6項の適用がある場合、「受注者が被った損害額」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
69	32	74	2		関係書類の引渡し	発注者は、事業契約の解除時に受注者が提出した図書等を本件施設の運営のために無償で自由に使用できることとなっておりますが、当該図書を第三者に開示、提供する場合に事前に受注者と開示、提供の可否及び範囲について協議して合意の上、開示、提供等いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
70	34	82	3,4		秘密保持	第82条第3項第2号の「法令に従い開示が要求される場合」、第82条第4項の「本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じる」場合は、情報公開条例に従い開示が要求される場合が想定されていると思料致しますが、PFI事業者の構成企業の営業秘密、ノウハウ等に当たる秘密情報については、浜松市情報公開条例7条(3)ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しますので、情報公開の例外として開示対象となることは無いという理解で宜しいでしょうか。	浜松市情報公開条例に基づき対応します。
71	35	87	2		権利等の譲渡制限	「融資に係る担保提供に関する限り、～遅延されないものとする。」と規定されていますが、SPCに融資を行う金融機関を担保権者とし、以下の①～③を担保設定することについて、貴市の承諾は頂けるという理解で宜しいでしょうか。 ①SPCの出資者が保有するSPCの株式又は持分 ②SPCが貴市に対して有する債権 ③SPCが有する契約上の地位	貴見のとおりです。
72	36	91			要求水準書の変更	貴市のご判断で要求水準書を変更することができる旨の記載があります。この変更に伴い、支払金額等の必要な変更を行うと記載されておりますが、要求水準書変更に伴う事業契約の変更は貴市との協議との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
73	40	別紙3			法令変更による費用の負担割合	「本件事業に直接関連する法令又は税制とは、特に本件施設的设计・建設業務、運営業務その他本件事業に関する事項を直接に規制することを目的とした法令を意味するもの」とありますが、「直接に規制する」とは非常に限定的な範囲と考えられることから、入札説明書別紙4の通り、「直接影響する」という表現に変更いただけないでしょうか。	入札説明書別紙4に合わせ、「直接に規制することを目的とした」を「直接影響を及ぼす」に修正します。 (事業契約書(案) P40を修正)

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
74	41	別紙 4			不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	設計・建設業務中及び運営期間中に不可抗力が生じた場合、一定の割合までは受託者が負担することになっておりますが、所有権移転後は本件施設は御市の所有物ですので、御市の所有物に不可抗力で損害、損失及び費用が発生した場合は、御市のご負担となるのではないのでしょうか。ご修正頂きたいとお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりです。
75	51	別紙 8	2	(1)	対価の算定方法	建設一時払金の対象となる「②その他費用」には、設立費用や金融関連費用などの支出も含まれるのでしょうか。	貴見のとおりです。
76	52	別紙 8	2	(1)	ウ(イ)整備費割賦払金(支払利息)	整備割賦払金の支払利息に関し、基準金利が決定する基準日については、別紙8 4項(1)(イ)に則り、“所有権移転日”と“平成46年4月1日”との理解でよろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。
77	52	別紙 8	2	(1)	ウ(イ)整備費割賦払金(支払利息)	6か月LIBORベース10年もの(円/円)金利スワップレートの間値というのは、6か月LIBORベース10年もの(円/円)金利スワップレートと同義でしょうか。	貴見のとおりです。
78	54	別紙 8	3	(1)	対価の支払方法	建設一時払金の支払時期について、設計・建設期間の各年度末の出来高に応じて、翌年度の初日から14日以内(平成35年度の支払いについては40日以内)に、受注者に対して当該建設一時金を支払うこととされていますが、財源が交付金・起債いずれの場合でも、当該スケジュールに従って支払われるということによろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
79	55	別紙 8	3	(2)	対価の支払い方法	建設一時払金について、平成30年度から平成34年度は出来高の10分の9以内の額を支払い額とされていますが、交付金との整合性を図れないと思料いたします。出来高の証憑をもって交付金を受給されると存じますが、交付金は出来高で受給されて、支払いは10分の9では、交付金の前受の懸念がありますので、支払いも出来高通りでお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりです。
80	56	別紙 8	4		物価変動等による改定	設計・建設期間に対する対価において物価変動が生じた場合、建設一時金にて増減が調整され、整備割賦払金には影響しないとの理解でよろしいでしょうか？	改定額の支払方法については、協議により決定するものとします。

様式第1号

7 主灰運搬三者契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	10	2		災害発生時などの協力	第2項の適用がある場合、「追加費用」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	6	22			イ(ア)h 屋外開閉所	運搬企業は事業契約の当事者ではなく、本契約に規定される業務を履行することで対価を得るため、本契約に基づき御市から直接支払っていただけないでしょうか。融資契約を検討する上で、代理受領であれども運搬に係る対価が合わせてPFI事業者に入金されると、金融機関からすると担保対象となり、運搬企業側からすると履行済みの運搬業務の債権が金融機関に担保されてしまうためです。	主灰運搬三者契約(案) のとおりです。
3	7	26	1		浜松市の解除権	第1項の適用がある場合、「PFI事業者等に生じた損害」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	8	28	2		PFI事業者等の解除権	第2項の適用がある場合、「PFI事業者等に生じた損害」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	9	32	1		損害賠償等	第1項の適用がある場合、「生じた損害」には、受注者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	11	41	2		権利等の譲渡制限	PFI事業者が貴市に対して有する債権も担保設定の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	質問の意図がわかりかねますので、回答を差し控えます。

様式第1号

8 主灰資源化三者契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	3	10	2		災害発生時などの協力	第2項の適用がある場合、「追加費用」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	4	14	3		イ(ア)h 屋外開閉所	「代替事業者」は、構成企業のなかから選出するものと理解してよろしいでしょうか？	構成企業に限らず、本市が適当と認めた事業者となります。
3	6	21			主灰資源化に係る対価の支払	資源化企業は事業契約の当事者ではなく、本契約に規定される業務を履行することで対価を得るため、本契約に基づき御市から直接支払っていただけないでしょうか。融資契約を検討する上で、代理受領であれば資源化に係る対価が合わせてPFI事業者に入金されると、金融機関からすると担保対象となり、資源化企業側からすると履行済みの運搬業務の債権が金融機関に担保されてしまうためです。	主灰の資源化に係る三者契約書(案) のとおりです。
4	7	25	1		浜松市の解除権	第1項の適用がある場合、「PFI事業者等に生じた損害」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	8	27	2		PFI事業者等の解除権	第2項の適用がある場合、「PFI事業者等に生じた損害」には、PFI事業者が発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	9	31	1		損害賠償等	第1項の適用がある場合、「生じた損害」には、受注者に発生した合理的な金融費用を含むとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	9	33			保険	資源化業務遂行にあたり、保険を付保することは一般的ではないことから削除頂きたい。	主灰の資源化に係る三者契約書(案)のとおりです。
8	9	33			保険	浜松市が付保する必要がない旨通知いただくには、どのような条件が必要でしょうか。	既に付保されている保険が主灰資源化業務にも適用される場合等が考えられます。

※ 参考資料(要求水準書添付資料)の修正版の配付について

○以下の参考資料(要求水準書添付資料)を修正し、配付します。

添付資料4 所掌区分図(標準案)

添付資料9 単線結線図(標準案)

添付資料12 計量及び車両条件一覧

添付資料26 平成28年度循環型社会形成推進交付金事業 新清掃工場敷地造成詳細設計業務委託 A3版図面

○入札公告及び入札説明書等の公表時に未公表としていた添付資料を配布します。

添付資料30 平成28年度循環型社会形成推進交付金事業 新清掃工場敷地アクセス道路測量設計業務委託(予備設計)設計図面

添付資料31 平成28年度循環型社会形成推進交付金事業 新清掃工場敷地アクセス道路測量設計業務委託(予備設計)数量計算書

添付資料32 平成28年度循環型社会形成推進交付金事業 新清掃工場敷地アクセス道路測量設計業務委託(予備設計)報告書(抜粋)」

○配付手続き

・配付期間

平成29年5月15日(月)から平成29年5月22日(月)まで

・配付方法

修正版参考資料の配布を希望する者は、「入札説明書 第5章 1(12)事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参してください。